

令和 7 年 度
(2025年度)

練馬区監査結果報告集

令和 8 年(2026年) 9 月

練馬区監査事務局

令和7年度練馬区監査結果報告集 目次

I 令和7年度監査の概要

1 監査委員	1
2 監査基準および監査基本計画	4
3 令和7年度監査等実施状況	5

II 定期監査の監査結果

1 定期監査(1)	7
2 定期監査(2)	10
3 定期監査(3)	14
4 定期監査(4)	16
5 定期監査(5)	18
6 定期監査(6)	21
7 定期監査(7)	25
8 定期監査(8)	28
9 定期監査(9)	30
10 定期監査(10)	32

III 財政援助団体等監査の監査結果

IV 例月現金出納検査結果

V 決算等審査結果および財政健全化判断比率審査結果

VI 行政監査結果

「区立施設の管理・運営手法について」	77
--------------------	----

VII 資料

1 練馬区監査委員条例	
2 練馬区監査委員監査基準	
3 令和7年度練馬区監査基本計画	

I 令和7年度監査の概要

1 監査委員

1 監査委員制度

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）に基づき、都道府県および区市町村に必ず置かなければならない執行機関です。（法第180条の5第1項、第195条第1項、第283条第1項）

監査委員は、地方公共団体の財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理の監査を基本的な職務とする独任制の執行機関で、各監査委員は単独で監査を行うことができます。ただし、監査結果の報告の決定または意見の決定など一定の場合は、監査委員の合議によるものとされています。

2 練馬区の監査委員

練馬区（以下「区」という。）の監査委員の定数は4人で（法第195条第2項）、識見を有する者および区議会議員のうちからそれぞれ2人の監査委員が選任されています（法第196条、練馬区監査委員条例第2条）。監査委員の任期は前者にあつては4年、後者にあつては議員の任期になります（法第197条）。

（※練馬区監査委員条例については、「Ⅶ 資料1」参照）

令和7年度の練馬区監査委員（令和8年3月31日現在）

氏名	区分	就任年月日
市村 保	識見を有する者（常勤・代表）	令和7年4月1日
萩野 うたみ	識見を有する者	令和5年3月8日（再任）
かしわざき 強	区議会議員	令和7年6月9日
倉田 れいか	区議会議員	令和7年6月9日

※区議会議員のうちから選任された監査委員については、令和7年6月8日までは藤井たかし委員および井上勇一郎委員

3 監査委員の職務

監査委員は、以下の監査、検査、審査等を実施します（法第199条第1項ほか）。監査結果については、原則、議会および区長ならびに関係のある行政委員会に提出するとともに、公表します（法第199条第9項）。また、監査委員は、監査結果に基づいて必要があると認めるときは、区の組織および運営の合理化に資するため、監査結果に添えて意見を提出することができます（法第199条第10項）。

(1) 監 査

ア 定期監査（法第199条第1項および第4項）

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて監査します。

※区においては平成21年4月に「財務監査」から「定期監査」へ名称を変更しました。

※「財務に関する事務の執行」とは、予算の執行、収入、支出、契約、現金および有価証券の出納保管、財産管理等の事務の執行を全て含みます。職員の出勤状況も財政経理的見地から監査できます（昭和28年4月13日行政実例）。

イ 行政監査（法第199条第2項）

区の事務のうち、特定のものを取り上げて、その事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか監査します。

ウ 随時監査（法第199条第5項）

必要があると認めるとき、定期監査に準じて監査を実施します。

エ 財政援助団体等監査（法第199条第7項、地方自治法施行令第140条の7）

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金または利子の支払を保証している団体、信託の受託者および公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査します。

オ 住民の直接請求による監査（法第75条）

住民（選挙権を有する者の50分の1以上の連署）から、区の事務の執行に関し監査請求があったときに監査を実施します。

カ 議会の請求による監査（法第98条第2項）

議会から、区の事務に関し監査請求があったときに監査を実施します。

キ 区長の要求による監査（法第199条第6項）

区長から、区の事務の執行に関し監査の要求があったとき、その要求に係る事項について監査を実施します。

ク 指定金融機関等の監査（法第235条の2第2項）

必要があると認めるとき、または区長から要求があったとき、指定金融機関等が取り扱う公金の収納または支払の事務について監査を実施します。

ケ 住民監査請求による監査（法第242条）

住民から、区の執行機関または職員による違法または不当な公金の支出等があるとして、必要な措置を講じるよう監査請求があったときに監査を実施します。

コ 職員の賠償責任に関する監査等（法第243条の2の8第3項）

会計管理者、会計管理者の補助職員、資金前渡受者、動産保管職員または物品使用職員が故意または重大な過失（現金については故意または過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品等を亡失し、または損傷したことに關する事実の有無について、区長の要求に基づき監査し、賠償責任の有無および賠償額を決定します。

(2) 検 査

ア 例月現金出納検査（法第235条の2第1項）

会計管理者の現金（歳入歳出外現金および基金に属する現金を含む。）の出納事務が正確に行われているか検査します。

(3) 審 査

ア 決算審査（法第233条第2項）

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査します。

イ 基金運用状況審査（法第241条第5項）

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確實かつ効率的に行われているか審査します。

ウ 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）

健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査します。

2 監査基準および監査基本計画

1 監査基準

監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、区の事務の管理および執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的としています。

監査委員は、練馬区監査委員監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行します。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを区長等に提出します。

(※練馬区監査委員監査基準については、「Ⅶ 資料2」参照)

2 令和7年度練馬区監査基本計画

練馬区監査委員監査基準第12条の規定に基づき、毎年練馬区監査基本計画を策定しています。令和7年度における監査の基本方針は、つぎのとおりです。

- (1) 監査の実施に当たっては、監査対象のリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。）を識別・評価した、「練馬区監査委員監査ガイドライン」に基づき、原則行うものとする。
- (2) 各種監査を通じて、区の事務事業における合规性、経済性、効率性および有効性を検証し、必要に応じて事務事業の改善を求めることにより、区政に対する区民の信頼確保を図る。
- (3) 監査委員の「指摘事項」のみならず、監査時の個々の「注意事項」および「指導事項」についても確実に改善されるよう、各所管（指摘事項等に係る当該事業の総合調整を行う所管を含む。）の主体的な内部統制の取組を支援し、改善を含めた事務事業の確実な引継ぎや改善状況をフォローアップすることにより、監査の実効性を高める。
- (4) 過去の監査結果等を踏まえて改善状況を把握し、軽微な誤りの繰り返しが重大な過誤につながりうることを注意喚起することにより、重大事故の未然防止を図り、区民の信頼に応える。また、模範となる取組については、監査結果等により評価する。なお、全所管の改善に向けた取組の参考となるよう、監査結果等の情報を適宜提供する。
- (5) 個別監査の実施に当たっては、必要に応じ専門的知見を有するものの活用を図る。
- (6) 区の事務事業におけるデジタル技術の活用状況等を踏まえて、監査手法についても適宜見直し、監査の効率化と質の向上を図る。
- (7) 公共サービスの提供主体が区民・事業者との協働により様々な広がりをもたせる中で、サービスの質の確保や向上の面等から、担当部署による履行確認等が適切に機能しているか検証し、事務の有効性の確保を図る。
- (8) 人口減少・少子高齢化社会の加速、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の進展など社会情勢の変化を踏まえ、区の対応状況等に即して、監査の実施を柔軟

に見直し、必要な監査等を適切に実施する。

(※令和7年度練馬区監査基本計画については、「Ⅶ 資料3」参照)

3 令和7年度監査等実施状況

1 定期監査

(1) 対象

ア 財務等監査 47課95施設

イ 工事監査 8か所

(2) 監査結果

指摘事項 無し

2 財政援助団体等監査

(1) 対象 27団体

(2) 監査結果

指摘事項 無し

3 例月現金出納検査

(1) 対象 練馬区一般会計、特別会計および基金ならびに歳入歳出外現金
(令和7年3月分～令和8年2月分)

(2) 検査結果

会計管理者より提出された歳入歳出計算書を基礎として、収支状況について出納関係帳簿、指定金融機関提出の収支計算書、預金明細書等と照合するなどの方法により、練馬区監査委員監査基準に準拠して検査した結果、例月現金出納検査調書のとおり、誤りのないことを確認した。

4 決算・基金運用状況審査

(1) 対象

ア 決算 4件(練馬区一般会計、国民健康保険事業会計、介護保険会計および後期高齢者医療会計)

イ 基金 1件(練馬区用地取得基金)

(2) 審査結果

ア 各会計歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令に準拠して調製されていると認められた。

イ 各会計歳入歳出決算書等の計数は、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、いずれも誤りのないものと認められた。

ウ 財産の管理状況は、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、誤りの

- ないものと認められた。
- エ 基金の運用状況については、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、誤りのないものと認められた。

5 健全化判断比率審査

(1) 対象

- ア 実質赤字比率
- イ 連結実質赤字比率
- ウ 実質公債費比率
- エ 将来負担比率

(2) 審査結果

健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも誤りのないものと認められた。

6 行政監査

- (1) テーマ 「区立施設の管理・運営手法について」
- (2) 監査結果 「Ⅵ 行政監査結果」参照

7 住民監査請求による監査

- (1) 請求件数 0件

Ⅱ 定期監査の監査結果

7 練 監 第 85 号
令和 7 年 5 月 30 日

練 馬 区 長 様

練馬区監査委員

市	村	保
萩	野	うたみ
藤	井	たかし
井	上	勇一郎

令和 7 年度定期監査(1)監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定により、令和7年度定期監査(1)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

(1) 実施時期

令和7年4月15日から同月25日までの間において実日数8日間

(2) 実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和7年度練馬区監査基本計画に基づき、令和6年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

(ア) 現金（収納金、資金前渡金等）、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。「公金口座に係る管理方法の変更について（通知）」（平成30年1月23日付け29練会第427号）に基づき、公金口座の管理が適正に行われているか。「練馬区準公金管理ガイドライン」（平成25年11月21日付け25練会第434号）に基づき、準公金に係る現金・預金が適正に管理されているか。

(イ) 歳入の確保に向けた取組が適切に行われているか。予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。

- (ウ) 契約事務が規則等に従い適正に行われているか。契約の相手方の選定方法は妥当か。相手方を指定した場合においては、積極的かつ排他的な選定理由が明確にされているか。
- (エ) 職員の勤務管理が適切に行われているか。「適正な勤怠管理の確保について(通知)」(令和6年3月18日付け5練総職第1656号)、「超過勤務命令の上限規制等の実施について(通知)」(令和元年7月2日付け1練総職第652号)および「庶務事務システムにおける出勤記録の適正な管理について(通知)」(令和5年10月23日付け5練総職第972号)が遵守されているか。
- (オ) 行政財産および物品について、適正な事務処理のもとに管理が行われ、有効に活用されているか。
- (カ) 個人情報について適正な管理が行われ、関連事務において必要な改善が図られているか。
- (キ) 「練馬区施設管理マニュアル」(平成22年11月総務部施設管理課)に基づき、施設の管理が適正に行われているか。
- (ク) 財政援助団体等(補助金交付団体、出資団体、指定管理者等)の担当部署において、要綱等に基づき補助金が適正に交付され、その効果について検証がされているか。基本協定等に基づく指定管理業務の履行確認が報告書等により適切に行われているか。財政援助団体等に対する指導監督等が適切に行われているか。
- (ケ) これまでの監査結果や事前チェックシートによる点検結果を踏まえた見直しや改善が行われているか。

イ 重点事項

- (ア) 「現金出納簿および物品受払簿の確認・点検について(通知)」(平成29年3月21日28練会第474号)および「公金口座に係る管理方法の変更について(通知)」(平成30年1月23日付け29練会第427号)に基づき、現金出納簿の管理が適正に行われているか。
- (イ) 「契約事務の適正な執行について(通知)」(平成30年12月21日付け30練総経第1178号)および「課長契約事務の適正な執行について(通知)」(令和4年1月20日付け3練総経第1876号)が遵守されているか。
- (ウ) 業務委託等について、仕様書の記述が明確で内容に過不足がなく、それに基づく業務の履行確認が適切に行われているか。その成果について確認が行われているか。区の重要情報や個人情報を取り扱う場合の情報管理について、事業者(再委託先、再々委託先等を含む。)に対する指導監督等が適切に行われているか。

(3) 対象部課

ア 区長室

(ア) 広聴広報課

(イ) 秘書課

イ 企画部

(ア) 企画課

(イ) 財政課

ウ 区政改革担当部

(ア) 区政改革担当課

エ 危機管理室

(ア) 危機管理課(以下の施設を含む。)

・ 防災センター

(イ) 防災推進課(以下の施設を含む。)

・ 土支田防災備蓄倉庫

・ 上石神井防災備蓄倉庫

(ウ) 区民防災課(以下の施設を含む。)

・ 防災学習センター

オ 施設管理担当部

(ア) 施設管理課

(イ) 施設整備第一課

(ウ) 施設整備第二課

カ 監査事務局

2 監査結果

監査の結果、指摘事項はなかったが、以下の注意事項については、是正・改善に取り組まれない。

(1) 契約事務について

ア 図書等の購入において、契約締結前に発注があった。(財政課)

イ パトロール車の修繕において、契約締結前に発注があった。(危機管理課)

7 練 監 第 178 号
令和 7 年 7 月 24 日

練 馬 区 長 様

練馬区監査委員

市 村 保
萩 野 うたみ
かしわざき 強
倉 田 れいか

令和 7 年度定期監査(2)監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定により、令和7年度定期監査(2)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、本監査に当たっては、藤井たかし前監査委員および井上勇一郎前監査委員は令和7年6月8日まで関与し、かしわざき強監査委員および倉田れいか監査委員は同月9日以降関与した。

記

1 概要

(1) 実施時期

令和7年5月8日から同年6月13日までの間において実日数27日間

(2) 実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和7年度練馬区監査基本計画に基づき、令和6年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

(ア) 現金（収納金、資金前渡金等）、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。「公金口座に係る管理方法の変更について（通知）」（平成30年1月23日付け29練会第427号）に基づき、公金口座の管理が適正に行われているか。「練馬区準公金管理ガイドライン」（平成25年11月21日付け25練会第434号）に基づき、準公金に係る現金・預金が適正に管理されているか。

- (イ) 歳入の確保に向けた取組が適切に行われているか。予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。
- (ウ) 契約事務が規則等に従い適正に行われているか。契約の相手方の選定方法は妥当か。相手方を指定した場合には、積極的かつ排他的な選定理由が明確にされているか。
- (エ) 職員の勤務管理が適切に行われているか。「適正な勤怠管理の確保について(通知)」(令和6年3月18日付け5練総職第1656号)、「超過勤務命令の上限規制等の実施について(通知)」(令和元年7月2日付け1練総職第652号)および「庶務事務システムにおける出勤記録の適正な管理について(通知)」(令和5年10月23日付け5練総職第972号)が遵守されているか。
- (オ) 行政財産および物品について、適正な事務処理のもとに管理が行われ、有効に活用されているか。
- (カ) 個人情報について適正な管理が行われ、関連事務において必要な改善が図られているか。
- (キ) 「練馬区施設管理マニュアル」(平成22年11月総務部施設管理課)に基づき、施設の管理が適正に行われているか。
- (ク) 財政援助団体等(補助金交付団体、出資団体、指定管理者等)の担当部署において、要綱等に基づき補助金が適正に交付され、その効果について検証がされているか。基本協定等に基づく指定管理業務の履行確認が報告書等により適切に行われているか。財政援助団体等に対する指導監督等が適切に行われているか。
- (ケ) これまでの監査結果や事前チェックシートによる点検結果を踏まえた見直しや改善が行われているか。

イ 重点事項

- (ア) 「現金出納簿および物品受払簿の確認・点検について(通知)」(平成29年3月21日28練会第474号)および「公金口座に係る管理方法の変更について(通知)」(平成30年1月23日付け29練会第427号)に基づき、現金出納簿の管理が適正に行われているか。
- (イ) 「契約事務の適正な執行について(通知)」(平成30年12月21日付け30練総経第1178号)および「課長契約事務の適正な執行について(通知)」(令和4年1月20日付け3練総経第1876号)が遵守されているか。
- (ウ) 業務委託等について、仕様書の記述が明確で内容に過不足がなく、それに基づく業務の履行確認が適切に行われているか。その成果について確認が行われているか。区の重要情報や個人情報を取り扱う場合の情報管理について、事業者(再委託先、再々委託先等を含む。)に対する指導監

督等が適切に行われているか。

(3) 対象部課

こども家庭部

ア 子育て支援課(以下の施設を含む。)

・児童館 6 館

石神井(併設学童クラブを含む。)、北大泉(併設びよびよを含む。)、
土支田(併設学童クラブを含む。)、北町(併設学童クラブを含む。)、
石神井台(併設学童クラブを含む。)、西大泉

・学童クラブ 1 か所

光が丘どんぐり

・ねりっこクラブ 8 か所

光が丘春の風小、開進第四小、下石神井小、大泉第一小、大泉東
小、大泉北小、練馬第三小、泉新小

イ こども施策企画課

ウ 保育課(以下の施設を含む。)

・保育園21園

栄町、練馬、土支田、西大泉、関町第三、石神井台第二、旭町第
二、光が丘第二、光が丘第五、豊玉第二、北町、石神井町さくら、
東大泉、北町第二、東大泉第二、石神井台、氷川台第二、光が丘
第四、光が丘第六、貫井第二、光が丘第十

エ 保育計画調整課

オ 青少年課

カ 子ども家庭支援センター(以下の施設を含む。)

・地域子ども家庭支援センター大泉

キ 在宅育児支援担当課

2 監査結果

監査の結果、指摘事項はなかったが、以下の注意事項については、是正・改善に取り組まれない。

(1) 現金の保管および取扱いについて

ア 現金出納簿に一部記載されていないものがあった。(子育て支援課、青少年課)

イ 現金出納簿において、資金前渡受者による事務引継ぎが行われていなかった。(青少年課)

ウ 施設入場料用口座について、現金出納簿が作成されていなかった。(子育て支援課)

- (2) 契約事務について
消耗品の購入において、契約締結前に発注があった。(保育課)
- (3) 業務委託について
 - ア 各保育園の運営業務委託において、仕様書に基づく履行の確認が不十分な事例が見受けられた。(保育課、保育計画調整課)
 - イ 保育業務支援システム用タブレット端末等の賃貸借において、「情報の保護および管理に関する特記事項」に掲げられた情報関係書類を徴取していなかった。(保育課)

練 馬 区 長 様

練馬区監査委員

市 村	保
萩 野	うたみ
かしわざき	強
倉 田	れいか

令和 7 年度定期監査(3) (土木工事) 監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定により、令和7年度定期監査(3)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、本監査に当たっては、藤井たかし前監査委員および井上勇一郎前監査委員は令和7年6月8日まで関与し、かしわざき強監査委員および倉田れいか監査委員は同月9日以降関与した。

記

1 概要

(1) 実施時期

令和7年5月28日から同年7月16日までの間において実日数4日間

(2) 実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和7年度練馬区監査基本計画に基づき、対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているか等を、技術面を中心に検証した。

ア 一般的・共通留意事項

(ア) 計画・設計・積算

- a 計画、調整および法令等の手続が、適切に行われているか。
- b 設計は法令・基準等に基づき、適正かつ合理的および経済的に行われているか。
- c 設計は安全面、使いやすさ、バリアフリー、環境等に配慮されているか。
- d 積算は積算基準等に基づき、適正に実施されているか。
- e 工期は法令および施工条件等を考慮し、適正に設定されているか。

(イ) 施工

- a 契約の方法および手続は、適正に行われているか。

- b 工事関係書類は適正・適切に作成・提出されているか。
- c 関係法令等に基づく官公署その他関係機関への届出手続等が適切に実施されているか。
- d 設計図書や施工計画書等に基づき施工が適切に行われているか。
- e 工程・安全・品質管理は適正に行われているか。
- f 施工段階ごとに必要な立会い、確認、指示および検査が適正に行われているか。
- g 出来高、しゅん工等の検査および手続は適正に行われているか。

イ 重点事項

- (ア) 建設副産物の処理等は、適正に行われているか。
- (イ) 施工中の周辺環境への配慮および児童生徒・周辺区民等の安全対策は適切に行われているか。
- (ウ) 法令等を遵守して施工をしているか。

(3) 対象工事

- ア 仮称練馬区立北町六丁目公園整備工事
- イ 路面改良工事（その7）

(4) 対象部課

- ア 土木部道路公園課
- イ 土木部維持保全担当課
- ウ 土木部計画課

2 監査結果

監査の結果、適正に行われていた。

7 練 監 第 266 号
令和 7 年 9 月 30 日

練 馬 区 長 様

練馬区監査委員

市 村	保
萩 野	うたみ
かしわざき	強
倉 田	れいか

令和 7 年度定期監査(4) (建築工事) 監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定により、令和7年度定期監査(4)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

(1) 実施時期

令和7年8月1日から同月29日までの間において実日数4日間

(2) 実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和7年度練馬区監査基本計画に基づき、対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているか等を、技術面を中心に検証した。

ア 一般的・共通留意事項

(ア) 計画・設計・積算

- a 計画、調整および法令等の手続が、適切に行われているか。
- b 設計は法令・基準等に基づき、適正かつ合理的および経済的に行われているか。
- c 設計は安全面、使いやすさ、バリアフリー、環境等に配慮されているか。
- d 積算は積算基準等に基づき、適正に実施されているか。
- e 工期は法令および施工条件等を考慮し、適正に設定されているか。

(イ) 施工

- a 契約の方法および手続は、適正に行われているか。
- b 工事関係書類は適正・適切に作成・提出されているか。
- c 関係法令等に基づく官公署その他関係機関への届出手続等が適切に実施されているか。

- d 設計図書や施工計画書等に基づき施工が適切に行われているか。
- e 工程・安全・品質管理は適正に行われているか。
- f 施工段階ごとに必要な立会い、確認、指示および検査が適正に行われているか。
- g 出来高、しゅん工等の検査および手続は適正に行われているか。

イ 重点事項

- (ア) 建設副産物の処理等は、適正に行われているか。
- (イ) 施工中の周辺環境への配慮および児童生徒・周辺区民等の安全対策は適切に行われているか。
- (ウ) 法令等を遵守して施工をしているか。

(3) 対象工事

- ア 練馬区立大泉学園駅南第二自転車駐車場改修工事
- イ 練馬区立八坂小学校トイレおよびプール改修工事
練馬区立八坂小学校トイレおよびプール等改修機械設備工事

(4) 対象部課

- ア 施設管理担当部施設整備第一課
- イ 施設管理担当部施設整備第二課
- ウ 土木部交通安全課
- エ 教育委員会事務局教育振興部学校施設課

2 監査結果

監査の結果、適正に行われていた。

7 練 監 第 305 号
令和 7 年10月28日

練 馬 区 長 様

練馬区監査委員

市 村 保
萩 野 うたみ
かしわざき 強
倉 田 れいか

令和 7 年度定期監査(5)監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定により、令和7年度定期監査(5)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

(1) 実施時期

令和7年8月18日から同年9月4日までの間において実日数12日間

(2) 実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和7年度練馬区監査基本計画に基づき、令和6年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 現金（収納金、資金前渡金等）、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。「公金口座に係る管理方法の変更について（通知）」（平成30年1月23日付け29練会第427号）に基づき、公金口座の管理が適正に行われているか。「練馬区準公金管理ガイドライン」（平成25年11月21日付け25練会第434号）に基づき、準公金に係る現金・預金が適正に管理されているか。
- (イ) 歳入の確保に向けた取組が適切に行われているか。予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。
- (ウ) 契約事務が規則等に従い適正に行われているか。契約の相手方の選定

方法は妥当か。相手方を指定した場合においては、積極的かつ排他的な選定理由が明確にされているか。

- (エ) 職員の勤務管理が適切に行われているか。「適正な勤怠管理の確保について(通知)」(令和6年3月18日付け5練総職第1656号)、「超過勤務命令の上限規制等の実施について(通知)」(令和元年7月2日付け1練総職第652号)および「庶務事務システムにおける出勤記録の適正な管理について(通知)」(令和5年10月23日付け5練総職第972号)が遵守されているか。
- (オ) 行政財産および物品について、適正な事務処理のもとに管理が行われ、有効に活用されているか。
- (カ) 個人情報について適正な管理が行われ、関連事務において必要な改善が図られているか。
- (キ) 「練馬区施設管理マニュアル」(平成22年11月総務部施設管理課)に基づき、施設の管理が適正に行われているか。
- (ク) 財政援助団体等(補助金交付団体、出資団体、指定管理者等)の担当部署において、要綱等に基づき補助金が適正に交付され、その効果について検証がされているか。基本協定等に基づく指定管理業務の履行確認が報告書等により適切に行われているか。財政援助団体等に対する指導監督等が適切に行われているか。
- (ケ) これまでの監査結果や事前チェックシートによる点検結果を踏まえた見直しや改善が行われているか。

イ 重点事項

- (ア) 「現金出納簿および物品受払簿の確認・点検について(通知)」(平成29年3月21日28練会第474号)および「公金口座に係る管理方法の変更について(通知)」(平成30年1月23日付け29練会第427号)に基づき、現金出納簿の管理が適正に行われているか。
- (イ) 「契約事務の適正な執行について(通知)」(平成30年12月21日付け30練総経第1178号)および「課長契約事務の適正な執行について(通知)」(令和4年1月20日付け3練総経第1876号)が遵守されているか。
- (ウ) 業務委託等について、仕様書の記述が明確で内容に過不足がなく、それに基づく業務の履行確認が適切に行われているか。その成果について確認が行われているか。区の重要情報や個人情報を取り扱う場合の情報管理について、事業者(再委託先、再々委託先等を含む。)に対する指導監督等が適切に行われているか。

(3) 対象部課

ア 健康部

- (ア) 健康推進課
- (イ) 生活衛生課
- (ウ) 保健予防課
- (エ) 豊玉保健相談所
- (オ) 北保健相談所
- (カ) 光が丘保健相談所
- (キ) 石神井保健相談所
- (ク) 大泉保健相談所
- (ケ) 関保健相談所

イ 地域医療担当部

- (ア) 地域医療課
- (イ) 医療環境整備課

ウ 企画部

- (ア) 情報政策課

2 監査結果

監査の結果、指摘事項はなかったが、以下の注意事項については、是正・改善に取り組まれない。

(1) 予算執行について

ア 委託料について、歳出予算推定差引簿による予算額の管理が行われていなかった。(光が丘保健相談所)

イ 保存期間中の兼用請求書について、紙文書で保存されていないものがあった。(石神井保健相談所)

(2) 職員等の服務

「時間外・休日労働に関する協定」に基づく超過勤務命令の上限時間数を超過する職員がいた。(光が丘保健相談所)

(3) 契約事務について

長期継続契約である機械警備業務委託において、年額ではなく総額で契約書を作成していた。(関保健相談所)

(4) 現金の保管および取扱いについて

現金出納簿に一部記載されていないものがあった。(光が丘保健相談所)

7 練 監 第 373 号
令和 7 年12月25日

練 馬 区 長 様

練馬区監査委員

市 村 保
萩 野 うたみ
かしわざき 強
倉 田 れいか

令和 7 年度定期監査(6)監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定により、令和7年度定期監査(6)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

(1) 実施時期

令和7年10月1日(水)から同月31日(金)までの実日数19日間

(2) 実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和7年度練馬区監査基本計画に基づき、令和6年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 現金（収納金、資金前渡金等）、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。「公金口座に係る管理方法の変更について（通知）」（平成30年1月23日付け29練会第427号）に基づき、公金口座の管理が適正に行われているか。「練馬区準公金管理ガイドライン」（平成25年11月21日付け25練会第434号）に基づき、準公金に係る現金・預金が適正に管理されているか。
- (イ) 歳入の確保に向けた取組が適切に行われているか。予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。
- (ウ) 契約事務が規則等に従い適正に行われているか。契約の相手方の選定

方法は妥当か。相手方を指定した場合においては、積極的かつ排他的な選定理由が明確にされているか。

- (エ) 職員の勤務管理が適切に行われているか。「適正な勤怠管理の確保について(通知)」(令和6年3月18日付け5練総職第1656号)、「超過勤務命令の上限規制等の実施について(通知)」(令和元年7月2日付け1練総職第652号)および「庶務事務システムにおける出勤記録の適正な管理について(通知)」(令和5年10月23日付け5練総職第972号)が遵守されているか。
- (オ) 行政財産および物品について、適正な事務処理のもとに管理が行われ、有効に活用されているか。
- (カ) 個人情報について適正な管理が行われ、関連事務において必要な改善が図られているか。
- (キ) 「練馬区施設管理マニュアル」(平成22年11月総務部施設管理課)に基づき、施設の管理が適正に行われているか。
- (ク) 財政援助団体等(補助金交付団体、出資団体、指定管理者等)の担当部署において、要綱等に基づき補助金が適正に交付され、その効果について検証がされているか。基本協定等に基づく指定管理業務の履行確認が報告書等により適切に行われているか。財政援助団体等に対する指導監督等が適切に行われているか。
- (ケ) これまでの監査結果や事前チェックシートによる点検結果を踏まえた見直しや改善が行われているか。

イ 重点事項

- (ア) 「現金出納簿および物品受払簿の確認・点検について(通知)」(平成29年3月21日28練会第474号)および「公金口座に係る管理方法の変更について(通知)」(平成30年1月23日付け29練会第427号)に基づき、現金出納簿の管理が適正に行われているか。
- (イ) 「契約事務の適正な執行について(通知)」(平成30年12月21日付け30練総経第1178号)および「課長契約事務の適正な執行について(通知)」(令和4年1月20日付け3練総経第1876号)が遵守されているか。
- (ウ) 業務委託等について、仕様書の記述が明確で内容に過不足がなく、それに基づく業務の履行確認が適切に行われているか。その成果について確認が行われているか。区の重要情報や個人情報を取り扱う場合の情報管理について、事業者(再委託先、再々委託先等を含む。)に対する指導監督等が適切に行われているか。

(3) 対象部課

ア 産業経済部

(ア) 経済課

(イ) 商工観光課

イ 都市農業担当部都市農業課

ウ 地域文化部

(ア) 地域振興課（以下の施設を含む。）

・地区区民館10館

豊玉北、桜台、北町、富士見台、北町第二、北大泉、東大泉、春日町南、立野、旭町北

・地域集会所 3 か所

石神井台、関町、北町

(イ) 協働推進課

(ウ) 文化・生涯学習課（以下の施設を含む。）

・生涯学習センター

(エ) 美術館再整備担当課

(オ) 美術館再整備まちづくり担当課

(カ) スポーツ振興課（以下の施設を含む。）

・総合体育館

エ 農業委員会事務局

オ 教育委員会事務局こども家庭部

(ア) 子育て支援課学童クラブ 1 か所

・桜台地区区民館

(イ) 青少年課青少年育成地区委員会事務局 1 か所

・第八

(ウ) 在宅育児支援担当課地区区民館ぴよぴよ 2 か所

・春日町南、立野

2 監査結果

監査の結果、指摘事項はなかったが、以下の注意事項については、是正・改善に取り組まれない。

(1) 現金の保管および取扱いについて

ア 準公金管理責任者の事務引継ぎが行われていなかった。（青少年課）

イ 準公金について、現金出納簿に一部記載されていないものがあつた。（都市農業課）

(2) 予算執行について

農業管理関連システム保守等業務委託（単価契約）において、1 時間単位未満の端数について、仕様書の規定と異なり切り上げずに支払っていた。（農

業委員会事務局)

(3) 契約事務について

消耗品の購入において、契約締結前に業者に発注していた。(都市農業課)

7 練 監 第 431 号
令和 8 年 2 月 25 日

練 馬 区 長 様

練馬区監査委員

市 村 保
萩 野 うたみ
かしわざき 強
倉 田 れいか

令和 7 年度定期監査(7)監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項および第 4 項の規定により、令和 7 年度定期監査(7)を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

(1) 実施時期

令和 7 年 11 月 4 日から同月 28 日までの間において実日数 18 日間

(2) 実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和 7 年度練馬区監査基本計画に基づき、令和 6 年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

(ア) 現金（収納金、資金前渡金等）、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。

(イ) 予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。

(ウ) 「練馬区立学校事案決定規程（平成17年 3 月練馬区教育委員会訓令第 1 号）」、「練馬区立学校財務事務取扱要綱（昭和53年 9 月21日練教庶発第 368号）」および「学校事務の手引 財務編」に基づき、契約事務が適正に行われているか。

(エ) 「学校版環境マネジメントシステムマニュアル」に基づいた薬品管理が徹底されているか。

(オ) 「学校情報セキュリティ対策ハンドブック」に基づいた情報管理が徹底されているか。

(カ) 遊休物品、死蔵物品等はないか。また、所属換等による有効活用が図られているか。

(キ) 消防訓練に係る文書の作成、保存等が適正に行われているか。特に、自衛消防訓練通知書が消防署長に通知されているか。また、自衛消防訓練実施結果記録書が作成され、3年間保管されているか。

イ 重点事項

(ア) 「練馬区立学校徴収金取扱い要綱（平成21年3月31日20練教学庶第2927号）」および「学校徴収金取扱の手引き」に基づき、準公金（学校給食費等の学校徴収金）が適正に管理されているか。

(イ) 職員の勤務管理が適正に行われているか。特に、学校教職員出退勤管理システム等において出勤記録の「打刻エラー」などが解消されているか。

(ウ) 「学校施設管理の手引き」に基づいた施設管理が行われているか。また、消防設備点検における指摘事項について対応が行われているか。

(3) 対象部等

ア 教育委員会

(ア) 小学校21校

小竹小学校、豊玉第二小学校、豊玉東小学校、中村西小学校、開進第二小学校、北町西小学校、練馬第三小学校、田柄小学校、向山小学校、高松小学校、光が丘夏の雲小学校、石神井小学校、石神井西小学校、関町小学校、関町北小学校、大泉第一小学校、大泉第三小学校、大泉第四小学校、大泉南小学校、南田中小学校、富士見台小学校

(イ) 中学校11校

豊玉中学校、開進第一中学校、北町中学校、練馬東中学校、貫井中学校、光が丘第一中学校、石神井東中学校、上石神井中学校、三原台中学校、大泉西中学校、八坂中学校

(ウ) 幼稚園1園

光が丘さくら幼稚園

2 監査結果

監査の結果、指摘事項はなかったが、以下の注意事項については、是正・改善に取り組まれたい。

(1) 現金の保管および取り扱いについて

ア 自動車借上料口座について、現金出納簿の点検が行われていなかった。
(豊玉第二小学校)

イ 資金前渡受者の事務引継ぎ処理が行われていなかった。(田柄小学校、南田中小学校)

- ウ 給与取扱者の事務引継ぎ処理が行われていなかった。(光が丘夏の雲小学校)
- エ 陸上大会競技会用口座について、現金出納簿が作成されていなかった。(大泉西中学校)
- (2) 学校徴収金について
 - ア 準公金管理において、立替払いの発生等、不適切な事務処理が行われていた。(豊玉第二小学校)
 - イ 準公金管理において、現金出納簿と決算報告書の記載内容に齟齬があるなど、不適切な事務処理が行われていた。(中村西小学校)
 - ウ 準公金について、余剰金が処理されず繰り越されていた。(北町西小学校)
 - エ 準公金管理責任者の事務引継ぎが行われていなかった。(向山小学校)
 - オ 6学年の教材費会計において、前年度(5学年時)に支払いを失念し、6学年時に支払っていたものがあつた。(大泉第三小学校)
- (3) 施設管理について
 - ア 学校施設管理の手引きに基づく日常点検が実施されていなかった。(石神井西小学校)
 - イ 排煙窓の排煙装置が使用不可の状態のものがあつた。(練馬東中学校)

練 馬 区 長 様

練馬区監査委員

市 村 保
萩 野 うたみ
かしわざき 強
倉 田 れいか

令和 7 年度定期監査(8) (土木工事) 監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定により、令和7年度定期監査(8)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

(1) 実施時期

令和7年11月20日から令和8年1月15日までの間において実日数4日間

(2) 実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和7年度練馬区監査基本計画に基づき、対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているか等を、技術面を中心に検証した。

ア 一般的・共通留意事項

(ア) 計画・設計・積算

- a 計画、調整および法令等の手続が、適切に行われているか。
- b 設計は法令・基準等に基づき、適正かつ合理的小および経済的に行われているか。
- c 設計は安全面、使いやすさ、バリアフリー、環境等に配慮されているか。
- d 積算は積算基準等に基づき、適正に実施されているか。
- e 工期は法令および施工条件等を考慮し、適正に設定されているか。

(イ) 施工

- a 契約の方法および手続は、適正に行われているか。
- b 工事関係書類は適正・適切に作成・提出されているか。
- c 関係法令等に基づく官公署その他関係機関への届出手続等が適切に実施されているか。

- d 設計図書や施工計画書等に基づき施工が適切に行われているか。
- e 工程・安全・品質管理は適正に行われているか。
- f 施工段階ごとに必要な立会い、確認、指示および検査が適正に行われているか。
- g 出来高、しゅん工等の検査および手続は適正に行われているか。

イ 重点事項

- (ア) 建設副産物の処理等は、適正に行われているか。
- (イ) 施工中の周辺環境への配慮および児童生徒・周辺区民等の安全対策は適切に行われているか。
- (ウ) 法令等を遵守して施工をしているか。

(3) 対象工事

- ア 交通安全施設整備（電線共同溝）工事（主88）
- イ 仮称練馬区立上石神井二丁目区民農園整備工事

(4) 対象部課

- ア 都市農業担当部都市農業課
- イ 土木部維持保全担当課
- ウ 土木部計画課

2 監査結果

監査の結果、適正に行われていた。

7 練 監 第 432 号
令和 8 年 2 月 25 日

練 馬 区 長 様

練馬区監査委員

市 村	保
萩 野	うたみ
かしわざき	強
倉 田	れいか

令和 7 年度定期監査(9) (建築工事) 監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定により、令和7年度定期監査(9)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

(1) 実施時期

令和7年12月9日から令和8年1月29日までの間において実日数4日間

(2) 実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和7年度練馬区監査基本計画に基づき、対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているか等を、技術面を中心に検証した。

ア 一般的・共通留意事項

(ア) 計画・設計・積算

- a 計画、調整および法令等の手続が、適切に行われているか。
- b 設計は法令・基準等に基づき、適正かつ合理的および経済的に行われているか。
- c 設計は安全面、使いやすさ、バリアフリー、環境等に配慮されているか。
- d 積算は積算基準等に基づき、適正に実施されているか。
- e 工期は法令および施工条件等を考慮し、適正に設定されているか。

(イ) 施工

- a 契約の方法および手続は、適正に行われているか。
- b 工事関係書類は適正・適切に作成・提出されているか。

- c 関係法令等に基づく官公署その他関係機関への届出手続等が適切に実施されているか。
- d 設計図書や施工計画書等に基づき施工が適切に行われているか。
- e 工程・安全・品質管理は適正に行われているか。
- f 施工段階ごとに必要な立会い、確認、指示および検査が適正に行われているか。
- g 出来高、しゅん工等の検査および手続は適正に行われているか。

イ 重点事項

- (ア) 建設副産物の処理等は、適正に行われているか。
- (イ) 施工中の周辺環境への配慮および児童生徒・周辺区民等の安全対策は適切に行われているか。
- (ウ) 法令等を遵守して施工をしているか。

(3) 対象工事

- ア 練馬区立田柄中学校校舎等改築工事
- 練馬区立田柄中学校校舎等改築機械設備工事
- 練馬区立田柄中学校校舎等改築電気設備工事
- 練馬区立田柄中学校校舎等改築昇降機設備工事
- 練馬区立田柄中学校太陽光発電設備設置工事
- 練馬区立田柄中学校校舎等改築工事監理等業務委託

イ (仮称) 練馬区立地域活動倉庫新築工事

(4) 対象部課

- ア 施設管理担当部施設整備第一課
- イ 施設管理担当部施設整備第二課
- ウ 地域文化部地域振興課
- エ 教育委員会事務局教育振興部学校施設課

2 監査結果

監査の結果、適正に行われていた。

7 練 監 第 433 号
令和 8 年 2 月 25 日

練 馬 区 長 様

練馬区監査委員

市 村 保
萩 野 うたみ
かしわざき 強
倉 田 れいか

令和 7 年度定期監査(10)監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項および第 4 項の規定により、令和 7 年度定期監査(10)を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

(1) 実施時期

令和 7 年 12 月 8 日(月)から同月 23 日(火)までの実日数 9 日間

(2) 実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和 7 年度練馬区監査基本計画に基づき、令和 6 年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 現金（収納金、資金前渡金等）、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。「公金口座に係る管理方法の変更について（通知）」（平成30年 1 月 23 日付け 29 練会第 427 号）に基づき、公金口座の管理が適正に行われているか。「練馬区準公金管理ガイドライン」（平成 25 年 11 月 21 日付け 25 練会第 434 号）に基づき、準公金に係る現金・預金が適正に管理されているか。
- (イ) 歳入の確保に向けた取組が適切に行われているか。予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。
- (ウ) 契約事務が規則等に従い適正に行われているか。契約の相手方の選定

方法は妥当か。相手方を指定した場合においては、積極的かつ排他的な選定理由が明確にされているか。

- (エ) 職員の勤務管理が適切に行われているか。「適正な勤怠管理の確保について(通知)」(令和6年3月18日付け5練総職第1656号)、「超過勤務命令の上限規制等の実施について(通知)」(令和元年7月2日付け1練総職第652号)および「庶務事務システムにおける出勤記録の適正な管理について(通知)」(令和5年10月23日付け5練総職第972号)が遵守されているか。
- (オ) 行政財産および物品について、適正な事務処理のもとに管理が行われ、有効に活用されているか。
- (カ) 個人情報について適正な管理が行われ、関連事務において必要な改善が図られているか。
- (キ) 「練馬区施設管理マニュアル」(平成22年11月総務部施設管理課)に基づき、施設の管理が適正に行われているか。
- (ク) 財政援助団体等(補助金交付団体、出資団体、指定管理者等)の担当部署において、要綱等に基づき補助金が適正に交付され、その効果について検証がされているか。基本協定等に基づく指定管理業務の履行確認が報告書等により適切に行われているか。財政援助団体等に対する指導監督等が適切に行われているか。
- (ケ) これまでの監査結果や事前チェックシートによる点検結果を踏まえた見直しや改善が行われているか。

イ 重点事項

- (ア) 「現金出納簿および物品受払簿の確認・点検について(通知)」(平成29年3月21日28練会第474号)および「公金口座に係る管理方法の変更について(通知)」(平成30年1月23日付け29練会第427号)に基づき、現金出納簿の管理が適正に行われているか。
- (イ) 「契約事務の適正な執行について(通知)」(平成30年12月21日付け30練総経第1178号)および「課長契約事務の適正な執行について(通知)」(令和4年1月20日付け3練総経第1876号)が遵守されているか。
- (ウ) 業務委託等について、仕様書の記述が明確で内容に過不足がなく、それに基づく業務の履行確認が適切に行われているか。その成果について確認が行われているか。区の重要情報や個人情報を取り扱う場合の情報管理について、事業者(再委託先、再々委託先等を含む。)に対する指導監督等が適切に行われているか。

(3) 対象部課

ア 土木部

(ア) 管理課

- (イ) 道路公園課
- (ウ) 維持保全担当課（以下の施設を含む。）
 - ・ 東部土木出張所
 - ・ 西部公園出張所
- (エ) 計画課
- (オ) 特定道路課
- (カ) 交通安全課

2 監査結果

監査の結果、指摘事項はなかったが、以下の注意事項については、是正・改善に取り組まれない。

(1) 契約事務について

消耗品の購入において、契約締結前に業者に発注していた。（維持保全担当課）

(2) 業務委託等

土木部車両の運行管理委託において、仕様書の不備により必要のない車検を行っていた。（管理課）

Ⅲ 財政援助団体等監査の監査結果

練 馬 区 長 様

練馬区監査委員

市 村 保
萩 野 うたみ
かしわざき 強
倉 田 れいか

令和 7 年度財政援助団体等監査監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 7 項の規定により、令和 7 年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

(1) 実施時期

令和 8 年 1 月 13 日から同年 3 月 5 日までの間において実日数 28 日間

(2) 実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和 7 年度練馬区監査基本計画に基づき、財政援助団体等への補助金等が要綱等に基づき適正に交付され、また担当部署の履行確認、指導監督が適切に行われているか等を検証した。

検証に当たっては、定期監査の結果などを有機的に連携させ、相乗効果を高めて実施するとともに、つぎの諸事項に留意して監査した。

ア 財政援助団体（補助団体）

【団体関係】

(ア) 事業計画書、予算書および決算書（財務諸表）等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。

(イ) 補助金等交付申請書の提出および補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

- (ウ) 事業は、計画および交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (エ) 補助金等に係る出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (オ) 補助金等に係る収支の会計経理は経理規程等に従い、適正に行われているか。
- (カ) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。
- (キ) 補助金により取得した財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

【所管課関係】

- (ア) 補助金交付要綱は整備・確認されているか。
- (イ) 補助金等の交付目的および補助等対象事業の内容は明確か。
- (ウ) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (エ) 補助金等の履行確認は、実績報告書等により行われているか。
- (オ) 補助金等の効果は確認されているか。
- (カ) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (キ) 実績報告書等の点検は適切に行われているか。
- (ク) 補助金等交付団体が配置する職員について資格要件の定めがある場合、資格確認を行っているか。

イ 出資団体

【団体関係】

- (ア) 定款および経理規程等諸規程は整備されているか。
- (イ) 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- (ウ) 決算書（財務諸表）等は法令等に準拠して作成されているか。
- (エ) 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (オ) 会計経理および財産管理は適切か。
- (カ) 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。

【所管課関係】

- (ア) 出資目的、出資金額等は妥当か（変更があった場合）。
- (イ) 出資金等の支出手続は適正か（変更があった場合）。
- (ウ) 出資団体の経営成績および財政状態を十分に把握し、適切な指導監督を行っているか。

ウ 指定管理者

【団体関係】

- (ア) 所管課との協議、通知、報告は協定等どおり行われているか。特に協議、承認なく処理しているものはないか。
- (イ) 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
- (ウ) 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおり行われているか。
- (エ) 事業報告書は適正に作成されているか（管理業務の実施状況および利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等）。
- (オ) 事業報告書の提出は期限内に行われているか。
- (カ) 利用料金制を採用しており、かつ、指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正に行われているか。
- (キ) 利用促進のための努力は行われているか。
- (ク) 施設の維持管理は利用者の安全に配慮し、かつ、法令に則り適切に行われているか。
- (ケ) 公の施設の管理に係る会計経理は経理規程等に従い、適正に行われているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (コ) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の記帳は適正に行われているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。
- (サ) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。
- (シ) モニタリング制度による報告は適切に行われているか。

【所管課関係】

- (ア) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (イ) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (ウ) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- (エ) 事業報告書の点検は適切に行われているか。
- (オ) 指定管理者が提供するサービスや施設の管理・運営体制について、モニタリング制度により定期的な報告を求めるほか、実地調査を行い、改善が必要な場合は指導を行っているか。
- (カ) 自主事業の内容、位置づけを明確にしているか。
- (キ) 指定管理者が配置する職員について資格要件の定めがある場合、資格確認を行っているか。
- (ク) 施設を安全かつ適法に維持管理しているか。

(3) 対象団体

ア 財政援助団体（補助団体）

団体名〔施設名〕《補助金名》【所管課】
練馬区消防団（書類監査） 《消防団補助金》 【防災推進課】
東京都公衆浴場業生活衛生同業組合練馬支部（書類審査） 《季節事業等補助金、燃料費助成金》 【経済課】
照姫まつり推進協議会 《事業補助金》 【商工観光課】
練馬区農業体験農園園主会（書類審査） 《運営費補助金》 【都市農業課】
社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 〔Leaves 練馬高野台〕 《民設福祉園助成費（民設福祉園運営費補助金）》 【障害者施策推進課】
社会福祉法人練馬山彦福祉会 〔やまびこ第二作業所〕 《運営費補助金（日中活動系サービス事業所助成費）》 【障害者サービス調整担当課】
特定非営利活動法人障がい児・者の学びを保障する会 〔MoreTime ねりま〕 《運営費補助金（日中活動系サービス事業所助成費）》 【障害者サービス調整担当課】
社会福祉法人信隆会 〔光が丘ライフプラザ〕 《高齢者福祉施設等助成費（地域密着型サービス拠点等助成費）》 【高齢社会対策課】
学校法人みのり幼稚園 《私立幼稚園補助金（各種補助）》 【学務課】

団体名〔施設名〕《補助金名》【所管課】
学校法人向南学園 〔向南幼稚園〕 《私立幼稚園補助金（各種補助）》 【学務課】
SOU キッズケア株式会社 〔保育ルームフェリーチェ練馬中村橋園〕 《認証保育所運営費補助金 他》 【保育課】
フミ・コーポレーション株式会社 〔さつき保育園練馬ルーム〕 《認証保育所運営費補助金 他》 【保育課】

イ 出資団体

団体名【所管課】
練馬区土地開発公社 【経理用地課】
一般社団法人練馬区産業振興公社 【経済課】

ウ 指定管理者

団体名〔施設名〕【所管課】
公益財団法人練馬区文化振興協会 〔練馬文化センター〕 【文化・生涯学習課】
公益財団法人練馬区文化振興協会 〔大泉学園ホール〕 【文化・生涯学習課】
東京ドームグループ・大泉スワロー共同事業体 〔平和台体育館、桜台体育館、学田公園野球場、豊玉中公園庭球場〕 【スポーツ振興課】
社会福祉法人武蔵野会 〔光が丘障害者地域生活支援センター〕 【障害者施策推進課】

団体名〔施設名〕【所管課】
社会福祉法人武蔵野会 〔光が丘福祉園〕 【障害者施策推進課】
社会福祉法人練馬区社会福祉事業団 〔はつらつセンター大泉〕 【高齢社会対策課】
練馬エコみらいプロジェクト 〔春日町リサイクルセンター〕 【清掃リサイクル課】
東京都住宅供給公社 〔区営住宅（20か所）〕 【住宅課】
公益財団法人練馬区環境まちづくり公社 〔自転車駐車場、ねりまタウンサイクル〕 【交通安全課】
株式会社図書館流通センター 〔関町図書館〕 【光が丘図書館】
日本コンベンションサービス株式会社 〔南大泉町図書館、南大泉図書館分室〕 【光が丘図書館】
株式会社ポピンズエデュケア 〔東大泉児童館・東大泉児童館学童クラブ・東大泉児童館第二学童クラブ〕 【子育て支援課】

2 監査結果

監査の結果、指摘事項はなかったが、以下の注意事項については、是正・改善に取り組まれない。

(1) 補助団体について

農業体験農園に対する補助金において、補助金額の算出に誤りがあった。
(都市農業課)

(2) 指定管理者について

平和台体育館において、排煙窓の排煙装置が故障していた。(東京ドームグループ・大泉スワロー共同事業体、スポーツ振興課)

IV 例月現金出納検査結果

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月現金出納検査をつぎのとおり実施した。

1 検査年月日

- | | | |
|------|----------------|-----------------|
| (1) | 令和 7 年 4 月 28日 | (令和 7 年 3 月分) |
| (2) | 令和 7 年 5 月 27日 | (令和 7 年 4 月分) |
| (3) | 令和 7 年 6 月 25日 | (令和 7 年 5 月分) |
| (4) | 令和 7 年 7 月 24日 | (令和 7 年 6 月分) |
| (5) | 令和 7 年 8 月 26日 | (令和 7 年 7 月分) |
| (6) | 令和 7 年 9 月 25日 | (令和 7 年 8 月分) |
| (7) | 令和 7 年 10月 28日 | (令和 7 年 9 月分) |
| (8) | 令和 7 年 11月 26日 | (令和 7 年 10 月分) |
| (9) | 令和 7 年 12月 25日 | (令和 7 年 11 月分) |
| (10) | 令和 8 年 1 月 27日 | (令和 7 年 12 月分) |
| (11) | 令和 8 年 2 月 25日 | (令和 8 年 1 月分) |
| (12) | 令和 8 年 3 月 26日 | (令和 8 年 2 月分) |

2 検査対象

- (1) 練馬区一般会計
- (2) 練馬区特別会計
- (3) 練馬区基金
- (4) 歳入歳出外現金

3 検査内容

現金、預金、一時借入金の出納保管状況

4 検査結果

本検査においては、会計管理者より提出された歳入歳出計算書を基礎として、収支状況について出納関係帳簿、指定金融機関提出の収支計算書、預金明細書等と照合するなどの方法により、練馬区監査委員監査基準に準拠して検査した結果、例月現金出納検査調書のとおり、誤りのないことを確認した。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書 (令和7年3月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和6年度)

① 歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計			特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)
		国民健康保険事業 会 計	介護保険会 計	後 期 高 齢 者 医 療 会 計				
予 算 現 額 A	346,113,871,439	67,084,935,000	65,082,345,000	19,920,975,000	152,088,255,000	498,202,126,439	----	----
月 計	71,952,786,512	5,329,340,000	6,475,192,927	1,400,999,600	13,205,532,527	85,158,319,039	12,038,913,684	97,197,232,723
累 計 B	317,030,631,854	60,995,695,130	61,427,040,201	19,172,157,672	141,594,893,003	458,625,524,857	128,751,859,190	587,377,384,047
対予算収入率 (B/A)	% 91.6	% 90.9	% 94.4	% 96.2	----	----	----	----
月 計	27,640,096,789	6,631,167,410	5,153,802,387	3,439,631,892	15,224,601,689	42,864,698,478	14,325,851,354	57,190,549,832
累 計 C	292,922,485,743	62,138,903,836	58,031,357,480	19,766,938,759	139,937,200,075	432,859,685,818	119,293,940,911	552,153,626,729
対予算執行率 (C/A)	% 84.6	% 92.6	% 89.2	% 99.2	----	----	----	----
累計収支差 (B-C)	24,108,146,111	-1,143,208,706	3,395,682,721	-594,781,087	1,657,692,928	25,765,839,039	9,457,918,279	35,223,757,318
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0
歳計現金等合計 (D+E+F-G)	24,108,146,111	-1,143,208,706	3,395,682,721	-594,781,087	1,657,692,928	25,765,839,039	9,457,918,279	35,223,757,318

【注1】 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

② 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	52,115,962,000	500,000,000	52,615,962,000
	減債基金	12,551,930,000	0	12,551,930,000
	施設整備基金	37,520,180,000	0	37,520,180,000
	文化芸術振興基金	452,700,000	0	452,700,000
	福祉基金	94,476,000	0	94,476,000
	医療環境整備基金	4,001,185,000	0	4,001,185,000
	みどりを育む基金	2,330,601,000	0	2,330,601,000
	まちづくり基金	953,773,000	0	953,773,000
	大江戸線延伸推進基金	8,034,734,000	0	8,034,734,000
	区営住宅整備基金	4,051,967,000	0	4,051,967,000
	一般会計 A	122,107,508,000	500,000,000	122,607,508,000
運用	介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	6,040,467,000	0	6,040,467,000
	用地取得基金 C	20,539,022	4,500,000,000	4,520,539,022
基金合計 A+B+C		128,168,514,022	5,000,000,000	133,168,514,022

(2) 保有現金 保管調書

① 歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		2,165,400	0	2,165,400
みずほ銀行預託金	当座預金	909,027	1,682,891	2,591,918
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	214,000,000	35,005,000,000	35,219,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		217,074,427	35,006,682,891	35,223,757,318

② 基金(みずほ銀行外32機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		19,743,514,022	5,000,000,000	24,743,514,022
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		101,425,000,000	0	101,425,000,000
国債等		7,000,000,000	0	7,000,000,000
合計		128,168,514,022	5,000,000,000	133,168,514,022

(3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書 (令和7年4月30日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和6年度)

① 歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計			特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)
		国民健康保険 事業 会 計	介護保険 会 計	後 期 高 齢 者 医 療 会 計				
予 算 現 額 A	346,113,871,439	67,084,935,000	65,082,345,000	19,920,975,000	152,088,255,000	498,202,126,439	----	----
月 計	8,717,586,172	4,410,449,026	375,724,643	605,888,367	5,392,062,036	14,109,648,208	0	14,109,648,208
累 計 B	325,748,218,026	65,406,144,156	61,802,764,844	19,778,046,039	146,986,955,039	472,735,173,065	128,751,859,190	601,487,032,255
対予算収入率 (B/A)	% 94.1	% 97.5	% 95.0	% 99.3	----	----	----	----
月 計	21,729,202,614	3,160,426,615	5,562,363,435	64,531,705	8,787,321,755	30,516,524,369	0	30,516,524,369
累 計 C	314,651,688,357	65,299,330,451	63,593,720,915	19,831,470,464	148,724,521,830	463,376,210,187	119,293,940,911	582,670,151,098
対予算執行率 (C/A)	% 90.9	% 97.3	% 97.7	% 99.6	----	----	----	----
累計収支差 (B-C)	11,096,529,669	106,813,705	-1,790,956,071	-53,424,425	-1,737,566,791	9,358,962,878	9,457,918,279	18,816,881,157
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	【注2】 -9,457,918,279	【注2】 -9,457,918,279
歳計現金等合計 (D+E+F-G)	11,096,529,669	106,813,705	-1,790,956,071	-53,424,425	-1,737,566,791	9,358,962,878	0	9,358,962,878

【注1】 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

【注2】 歳入歳出外現金(雑部金)の収支差引残額については、令和7年4月1日に翌年度繰越済

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書 (令和7年4月30日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和7年度)

① 歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計				歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)
		国民健康保険事業会	介護保険会	後期高齢者医療会	特別会計(合計)			
予 算 現 額 A	353,169,843,000	64,627,639,000	64,092,086,000	20,359,840,000	149,079,565,000	502,249,408,000	----	----
月 計	14,583,842,872	622,689,707	3,204,711	2,814,432,656	3,440,327,074	18,024,169,946	25,941,463,713	43,965,633,659
累 計 B	14,583,842,872	622,689,707	3,204,711	2,814,432,656	3,440,327,074	18,024,169,946	25,941,463,713	43,965,633,659
対予算収入率 (B/A)	% 4.1	% 1.0	% 0.0	% 13.8	----	----	----	----
月 計	23,898,089,830	503,735,467	39,504,299	1,299,643,898	1,842,883,664	25,740,973,494	17,078,409,194	42,819,382,688
累 計 C	23,898,089,830	503,735,467	39,504,299	1,299,643,898	1,842,883,664	25,740,973,494	17,078,409,194	42,819,382,688
対予算執行率 (C/A)	% 6.8	% 0.8	% 0.1	% 6.4	----	----	----	----
累計収支差 (B-C)	-9,314,246,958	118,954,240	-36,299,588	1,514,788,758	1,597,443,410	-7,716,803,548	8,863,054,519	1,146,250,971
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0
歳計現金等合計 (D+E+F-G)	-9,314,246,958	118,954,240	-36,299,588	1,514,788,758	1,597,443,410	-7,716,803,548	8,863,054,519	1,146,250,971

【注1】 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

② 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	52,615,962,000	0	52,615,962,000
	減債基金	12,551,930,000	0	12,551,930,000
	施設整備基金	37,520,180,000	0	37,520,180,000
	文化芸術振興基金	452,700,000	0	452,700,000
	福祉基金	94,476,000	0	94,476,000
	医療環境整備基金	4,001,185,000	0	4,001,185,000
	みどりを育む基金	2,330,601,000	0	2,330,601,000
	まちづくり基金	953,773,000	0	953,773,000
	大江戸線延伸推進基金	8,034,734,000	0	8,034,734,000
	区営住宅整備基金	4,051,967,000	0	4,051,967,000
	一般会計 A	122,607,508,000	0	122,607,508,000
運用	介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	6,040,467,000	0	6,040,467,000
	用地取得基金 C	4,520,539,022	0	4,520,539,022
基金合計 A+B+C		133,168,514,022	0	133,168,514,022

(2) 保有現金 保管調書

① 歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		2,165,400	-49,500	2,115,900
みずほ銀行預託金	当座預金	2,591,918	1,506,031	4,097,949
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	35,219,000,000	-24,720,000,000	10,499,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		35,223,757,318	-24,718,543,469	10,505,213,849

② 基金(みずほ銀行外32機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		24,743,514,022	0	24,743,514,022
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		101,425,000,000	0	101,425,000,000
国債等		7,000,000,000	0	7,000,000,000
合計		133,168,514,022	0	133,168,514,022

(3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書 (令和7年5月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和6年度)

① 歳計現金等		(単位 円)					
区 分	一 般 会 計	特 別 会 計			歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)
		国民健康保険 事業 会 計	介護保険 会 計	後 期 高 齢 者 医 療 会 計			
予 算 現 額 A	346,113,871,439	67,084,935,000	65,082,345,000	19,920,975,000	152,088,255,000	----	----
月 計	12,046,975,349	222,437,189	2,415,645,946	85,288,795	2,723,371,930	0	14,770,347,279
累 計 B	337,795,193,375	65,628,581,345	64,218,410,790	19,863,334,834	149,710,326,969	128,751,859,190	616,257,379,534
対予算収入率 (B/A)	% 97.6	% 97.8	% 98.7	% 99.7	----	----	----
月 計	14,920,825,280	-275,855,010	175,866,497	4,852,370	-95,136,143	0	14,825,689,137
累 計 C	329,572,513,637	65,023,475,441	63,769,587,412	19,836,322,834	148,629,385,687	119,293,940,911	597,495,840,235
対予算執行率 (C/A)	% 95.2	% 96.9	% 98.0	% 99.6	----	----	----
累計収支差 (B-C)	8,222,679,738	605,105,904	448,823,378	27,012,000	1,080,941,282	9,457,918,279	18,761,539,299
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	【注2】 -9,457,918,279	【注2】 -9,457,918,279
歳計現金等合計 (D+E+F-G)	8,222,679,738	605,105,904	448,823,378	27,012,000	1,080,941,282	0	9,303,621,020

【注1】 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

【注2】 歳入歳出外現金(雑部金)の収支差引残額については、令和7年4月1日に翌年度繰越済

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書 (令和7年5月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和7年度)

① 歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計			特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)
		国民健康保険 事業 会 計	介護保険 会 計	後 期 高 齢 者 医 療 会 計				
予 算 現 額 A	356,975,302,106	64,627,639,000	64,092,086,000	20,359,840,000	149,079,565,000	506,054,867,106	----	----
月 計	14,191,281,123	3,480,586,448	6,340,426,536	792,871,400	10,613,884,384	24,805,165,507	8,319,013,963	33,124,179,470
累 計 B	28,775,123,995	4,103,276,155	6,343,631,247	3,607,304,056	14,054,211,458	42,829,335,453	34,260,477,676	77,089,813,129
対予算収入率 (B/A)	% 8.1	% 6.3	% 9.9	% 17.7	----	----	----	----
月 計	19,360,749,020	3,531,032,521	5,261,086,969	1,029,323,247	9,821,442,737	29,182,191,757	839,893,875	30,022,085,632
累 計 C	43,258,838,850	4,034,767,988	5,300,591,268	2,328,967,145	11,664,326,401	54,923,165,251	25,476,803,069	80,399,968,320
対予算執行率 (C/A)	% 12.1	% 6.2	% 8.3	% 11.4	----	----	----	----
累計収支差 (B-C)	-14,483,714,855	68,508,167	1,043,039,979	1,278,336,911	2,389,885,057	-12,093,829,798	8,783,674,607	-3,310,155,191
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0
歳計現金等合計 (D+E+F-G)	-14,483,714,855	68,508,167	1,043,039,979	1,278,336,911	2,389,885,057	-12,093,829,798	8,783,674,607	-3,310,155,191

【注1】 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

② 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	52,615,962,000	-433,411,000	52,182,551,000
	減債基金	12,551,930,000	127,003,000	12,678,933,000
	施設整備基金	37,520,180,000	5,625,851,000	43,146,031,000
	文化芸術振興基金	452,700,000	242,000	452,942,000
	福祉基金	94,476,000	-18,606,000	75,870,000
	医療環境整備基金	4,001,185,000	7,763,000	4,008,948,000
	みどりを育む基金	2,330,601,000	54,575,000	2,385,176,000
	まちづくり基金	953,773,000	449,000	954,222,000
	大江戸線延伸推進基金	8,034,734,000	8,264,000	8,042,998,000
	区営住宅整備基金	4,051,967,000	36,876,000	4,088,843,000
	一般会計 A	122,607,508,000	5,409,006,000	128,016,514,000
運用	介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	6,040,467,000	-121,183,000	5,919,284,000
	用地取得基金 C	4,520,539,022	0	4,520,539,022
基金合計 A+B+C		133,168,514,022	5,287,823,000	138,456,337,022

(2) 保有現金 保管調書

① 歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
みずほ銀行預託金	現金 (金銭出納員保管金)	2,115,900	-16,500	2,099,400
	当座預金	4,097,949	-1,731,520	2,366,429
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	10,499,000,000	-4,510,000,000	5,989,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
	国債等	0	0	0
合計		10,505,213,849	-4,511,748,020	5,993,465,829

② 基金(みずほ銀行外32機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		24,743,514,022	14,287,823,000	39,031,337,022
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		101,425,000,000	-9,000,000,000	92,425,000,000
国債等		7,000,000,000	0	7,000,000,000
合計		133,168,514,022	5,287,823,000	138,456,337,022

(3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書 (令和7年6月30日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和7年度)

(単位 円)									
① 歳計現金等									
区 分	一 般 会 計	特 別 会 計			特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)	
		国民健康保険事業 会 計	介護保険会 計	後 期 高 齢 者 医 療 会 計					
予 算 現 額 A	356,975,302,106	64,627,639,000	64,092,086,000	20,359,840,000	149,079,565,000	506,054,867,106	----	----	
月 計	27,193,281,205	4,124,111,950	3,861,257,105	1,670,097,100	9,655,466,155	36,848,747,360	10,925,499,797	47,774,247,157	
累 計 B	55,968,405,200	8,227,388,105	10,204,888,352	5,277,401,156	23,709,677,613	79,678,082,813	45,185,977,473	124,864,060,286	
対予算収入率 (B/A)	% 15.7	% 12.7	% 15.9	% 25.9	----	----	----	----	
月 計	30,374,665,937	3,508,833,141	5,271,468,297	1,004,290,444	9,784,591,882	40,159,257,819	8,141,832,893	48,301,090,712	
累 計 C	73,633,504,787	7,543,601,129	10,572,059,565	3,333,257,589	21,448,918,283	95,082,423,070	33,618,635,962	128,701,059,032	
対予算執行率 (C/A)	% 20.6	% 11.7	% 16.5	% 16.4	----	----	----	----	
累計収支差 (B-C)	-17,665,099,587	683,786,976	-367,171,213	1,944,143,567	2,260,759,330	-15,404,340,257	11,567,341,511	-3,836,998,746	
基金繰替運用 E	3,900,000,000	0	0	0	0	3,900,000,000	0	3,900,000,000	
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	
歳計現金等合計 (D+E+F-G)	-13,765,099,587	683,786,976	-367,171,213	1,944,143,567	2,260,759,330	-11,504,340,257	11,567,341,511	63,001,254	

【注1】 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

② 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	52,182,551,000	4,000,000,000	56,182,551,000
	減債基金	12,678,933,000	0	12,678,933,000
	施設整備基金	43,146,031,000	0	43,146,031,000
	文化芸術振興基金	452,942,000	0	452,942,000
	福祉基金	75,870,000	0	75,870,000
	医療環境整備基金	4,008,948,000	-2,000,000,000	2,008,948,000
	みどりを育む基金	2,385,176,000	0	2,385,176,000
	まちづくり基金	954,222,000	0	954,222,000
	大江戸線延伸推進基金	8,042,998,000	3,000,000,000	11,042,998,000
	区営住宅整備基金	4,088,843,000	0	4,088,843,000
	一般会計 A	128,016,514,000	5,000,000,000	133,016,514,000
運用	介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	5,919,284,000	0	5,919,284,000
	用地取得基金 C	4,520,539,022	-3,900,000,000	620,539,022
基金合計 A+B+C		138,456,337,022	1,100,000,000	139,556,337,022

(2) 保有現金 保管調書

① 歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
みずほ銀行預託金	現金 (金銭出納員保管金)	2,099,400	0	2,099,400
	当座預金	2,366,429	-464,575	1,901,854
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	5,989,000,000	-5,930,000,000	59,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
	国債等	0	0	0
合計		5,993,465,829	-5,930,464,575	63,001,254

② 基金(みずほ銀行外33機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		39,031,337,022	-13,900,000,000	25,131,337,022
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		92,425,000,000	15,000,000,000	107,425,000,000
国債等		7,000,000,000	0	7,000,000,000
合計		138,456,337,022	1,100,000,000	139,556,337,022

(3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書 (令和7年7月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和7年度)

① 歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計			特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)
		国民健康保険 事業 会 計	介護保険 会 計	後 期 高 齢 者 医 療 会 計				
予 算 現 額 A	356,975,302,106	64,627,639,000	64,092,086,000	20,359,840,000	149,079,565,000	506,054,867,106	----	----
月 計	21,081,179,294	7,031,683,644	6,007,446,101	909,144,900	13,948,274,645	35,029,453,939	18,988,223,130	54,017,677,069
累 計 B	77,049,584,494	15,259,071,749	16,212,334,453	6,186,546,056	37,657,952,258	114,707,536,752	64,174,200,603	178,881,737,355
対予算収入率 (B/A)	% 21.6	% 23.6	% 25.3	% 30.4	----	----	----	----
月 計	26,481,096,485	3,515,546,589	5,444,321,477	998,456,145	9,958,324,211	36,439,420,696	10,900,494,074	47,339,914,770
累 計 C	100,114,601,272	11,059,147,718	16,016,381,042	4,331,713,734	31,407,242,494	131,521,843,766	44,519,130,036	176,040,973,802
対予算執行率 (C/A)	% 28.0	% 17.1	% 25.0	% 21.3	----	----	----	----
累計収支差 (B-C)	-23,065,016,778	4,199,924,031	195,953,411	1,854,832,322	6,250,709,764	-16,814,307,014	19,655,070,567	2,840,763,553
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0
歳計現金等合計 (D+E+F-G)	-23,065,016,778	4,199,924,031	195,953,411	1,854,832,322	6,250,709,764	-16,814,307,014	19,655,070,567	2,840,763,553

【注1】 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

② 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	56,182,551,000	0	56,182,551,000
	減債基金	12,678,933,000	0	12,678,933,000
	施設整備基金	43,146,031,000	0	43,146,031,000
	文化芸術振興基金	452,942,000	0	452,942,000
	福祉基金	75,870,000	0	75,870,000
	医療環境整備基金	2,008,948,000	0	2,008,948,000
	みどりを育む基金	2,385,176,000	0	2,385,176,000
	まちづくり基金	954,222,000	0	954,222,000
	大江戸線延伸推進基金	11,042,998,000	0	11,042,998,000
	区営住宅整備基金	4,088,843,000	0	4,088,843,000
	一般会計 A	133,016,514,000	0	133,016,514,000
運用	介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	5,919,284,000	0	5,919,284,000
	用地取得基金 C	620,539,022	3,900,000,000	4,520,539,022
基金合計 A+B+C		139,556,337,022	3,900,000,000	143,456,337,022

(2) 保有現金 保管調書

① 歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		2,099,400	0	2,099,400
みずほ銀行預託金	当座預金	1,901,854	2,762,299	4,664,153
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	59,000,000	2,775,000,000	2,834,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		63,001,254	2,777,762,299	2,840,763,553

② 基金(みずほ銀行外33機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		25,131,337,022	3,900,000,000	29,031,337,022
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		107,425,000,000	0	107,425,000,000
国債等		7,000,000,000	0	7,000,000,000
合計		139,556,337,022	3,900,000,000	143,456,337,022

(3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書 (令和7年8月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和7年度)

① 歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計			特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)
		国民健康保険 事業 会 計	介護保険 会 計	後 期 高 齢 者 医 療 会 計				
予 算 現 額 A	356,975,302,106	64,627,639,000	64,092,086,000	20,359,840,000	149,079,565,000	506,054,867,106	----	----
月 計	30,914,630,594	4,883,189,871	5,578,701,107	1,057,574,000	11,519,464,978	42,434,095,572	9,143,132,058	51,577,227,630
累 計 B	107,964,215,088	20,142,261,620	21,791,035,560	7,244,120,056	49,177,417,236	157,141,632,324	73,317,332,661	230,458,964,985
対予算収入率 (B/A)	% 30.2	% 31.2	% 34.0	% 35.6	----	----	----	----
月 計	18,792,634,389	6,220,870,066	5,195,660,162	1,084,525,544	12,501,055,772	31,293,690,161	18,934,200,398	50,227,890,559
累 計 C	118,907,235,661	17,280,017,784	21,212,041,204	5,416,239,278	43,908,298,266	162,815,533,927	63,453,330,434	226,268,864,361
対予算執行率 (C/A)	% 33.3	% 26.7	% 33.1	% 26.6	----	----	----	----
累計収支差 (B-C)	-10,943,020,573	2,862,243,836	578,994,356	1,827,880,778	5,269,118,970	-5,673,901,603	9,864,002,227	4,190,100,624
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0
歳計現金等合計 (D+E+F-G)	-10,943,020,573	2,862,243,836	578,994,356	1,827,880,778	5,269,118,970	-5,673,901,603	9,864,002,227	4,190,100,624

【注1】 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

② 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	56,182,551,000	0	56,182,551,000
	減債基金	12,678,933,000	0	12,678,933,000
	施設整備基金	43,146,031,000	0	43,146,031,000
	文化芸術振興基金	452,942,000	0	452,942,000
	福祉基金	75,870,000	0	75,870,000
	医療環境整備基金	2,008,948,000	0	2,008,948,000
	みどりを育む基金	2,385,176,000	0	2,385,176,000
	まちづくり基金	954,222,000	0	954,222,000
	大江戸線延伸推進基金	11,042,998,000	0	11,042,998,000
	区営住宅整備基金	4,088,843,000	0	4,088,843,000
	一般会計 A	133,016,514,000	0	133,016,514,000
運用	介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	5,919,284,000	0	5,919,284,000
	用地取得基金 C	4,520,539,022	0	4,520,539,022
基金合計 A+B+C		143,456,337,022	0	143,456,337,022

(2) 保有現金 保管調書

① 歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		2,099,400	0	2,099,400
みずほ銀行預託金	当座預金	4,664,153	-662,929	4,001,224
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	2,834,000,000	1,350,000,000	4,184,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		2,840,763,553	1,349,337,071	4,190,100,624

② 基金(みずほ銀行外33機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		29,031,337,022	0	29,031,337,022
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		107,425,000,000	0	107,425,000,000
国債等		7,000,000,000	0	7,000,000,000
合計		143,456,337,022	0	143,456,337,022

(3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書 (令和7年9月30日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和7年度)

① 歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計			特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)
		国民健康保険 事業 会 計	介護保険 会 計	後 期 高 齢 者 医 療 会 計				
予 算 現 額 A	356,975,302,106	64,627,639,000	64,092,086,000	20,359,840,000	149,079,565,000	506,054,867,106	----	----
月 計	27,916,432,653	4,861,955,606	9,211,050,818	2,927,069,974	17,000,076,398	44,916,509,051	12,836,312,290	57,752,821,341
累 計 B	135,880,647,741	25,004,217,226	31,002,086,378	10,171,190,030	66,177,493,634	202,058,141,375	86,153,644,951	288,211,786,326
対予算収入率 (B/A)	% 38.1	% 38.7	% 48.4	% 50.0	----	----	----	----
月 計	26,504,789,010	6,289,335,667	5,362,210,158	1,117,029,914	12,768,575,739	39,273,364,749	9,117,650,726	48,391,015,475
累 計 C	145,412,024,671	23,569,353,451	26,574,251,362	6,533,269,192	56,676,874,005	202,088,898,676	72,570,981,160	274,659,879,836
対予算執行率 (C/A)	% 40.7	% 36.5	% 41.5	% 32.1	----	----	----	----
累計収支差 (B-C)	-9,531,376,930	1,434,863,775	4,427,835,016	3,637,920,838	9,500,619,629	-30,757,301	13,582,663,791	13,551,906,490
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0
歳計現金等合計 (D+E+F-G)	-9,531,376,930	1,434,863,775	4,427,835,016	3,637,920,838	9,500,619,629	-30,757,301	13,582,663,791	13,551,906,490

【注1】 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

② 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	56,182,551,000	0	56,182,551,000
	減債基金	12,678,933,000	0	12,678,933,000
	施設整備基金	43,146,031,000	0	43,146,031,000
	文化芸術振興基金	452,942,000	0	452,942,000
	福祉基金	75,870,000	0	75,870,000
	医療環境整備基金	2,008,948,000	0	2,008,948,000
	みどりを育む基金	2,385,176,000	0	2,385,176,000
	まちづくり基金	954,222,000	0	954,222,000
	大江戸線延伸推進基金	11,042,998,000	0	11,042,998,000
	区営住宅整備基金	4,088,843,000	0	4,088,843,000
	一般会計 A	133,016,514,000	0	133,016,514,000
運用	介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	5,919,284,000	0	5,919,284,000
	用地取得基金 C	4,520,539,022	0	4,520,539,022
基金合計 A+B+C		143,456,337,022	0	143,456,337,022

(2) 保有現金 保管調書

① 歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		2,099,400	0	2,099,400
みずほ銀行預託金	当座預金	4,001,224	-3,194,134	807,090
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	4,184,000,000	9,365,000,000	13,549,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		4,190,100,624	9,361,805,866	13,551,906,490

② 基金(みずほ銀行外34機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		29,031,337,022	-6,000,000,000	23,031,337,022
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		107,425,000,000	6,000,000,000	113,425,000,000
国債等		7,000,000,000	0	7,000,000,000
合計		143,456,337,022	0	143,456,337,022

(3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書 (令和7年10月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和7年度)

① 歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計			歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)
		国民健康保険 事業 会 計	介護保険 会 計	後 期 高 齢 者 医 療 会 計			
予 算 現 額 A	360,373,986,106	64,528,395,000	64,518,331,000	20,379,854,000	149,426,580,000	----	----
月 計	23,433,557,465	4,807,088,869	3,533,383,287	762,304,000	9,102,776,156	9,550,065,305	42,086,398,926
累 計 B	159,314,205,206	29,811,306,095	34,535,469,665	10,933,494,030	75,280,269,790	95,703,710,256	330,298,185,252
対予算収入率 (B/A)	% 44.2	% 46.2	% 53.5	% 53.6	----	----	----
月 計	34,638,589,512	6,068,524,106	5,246,423,430	2,041,715,981	13,356,663,517	12,870,888,943	60,866,141,972
累 計 C	180,050,614,183	29,637,877,557	31,820,674,792	8,574,985,173	70,033,537,522	85,441,870,103	335,526,021,808
対予算執行率 (C/A)	% 50.0	% 45.9	% 49.3	% 42.1	----	----	----
累計収支差 (B-C)	-20,736,408,977	173,428,538	2,714,794,873	2,358,508,857	5,246,732,268	10,261,840,153	-5,227,836,556
基金繰替運用 E	5,500,000,000	0	0	0	0	0	5,500,000,000
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0
歳計現金等合計 (D+E+F-G)	-15,236,408,977	173,428,538	2,714,794,873	2,358,508,857	5,246,732,268	10,261,840,153	272,163,444

【注1】 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

② 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	56,182,551,000	-1,000,000,000	55,182,551,000
	減債基金	12,678,933,000	0	12,678,933,000
	施設整備基金	43,146,031,000	0	43,146,031,000
	文化芸術振興基金	452,942,000	0	452,942,000
	福祉基金	75,870,000	0	75,870,000
	医療環境整備基金	2,008,948,000	0	2,008,948,000
	みどりを育む基金	2,385,176,000	0	2,385,176,000
	まちづくり基金	954,222,000	0	954,222,000
	大江戸線延伸推進基金	11,042,998,000	1,500,000,000	12,542,998,000
	区営住宅整備基金	4,088,843,000	0	4,088,843,000
	一般会計 A	133,016,514,000	500,000,000	133,516,514,000
運用	介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	5,919,284,000	0	5,919,284,000
	用地取得基金 C	4,520,539,022	-4,500,000,000	20,539,022
基金合計 A+B+C		143,456,337,022	-4,000,000,000	139,456,337,022

(2) 保有現金 保管調書

① 歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		2,099,400	1,560,000	3,659,400
みずほ銀行預託金	当座預金	807,090	3,696,954	4,504,044
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	13,549,000,000	-13,285,000,000	264,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		13,551,906,490	-13,279,743,046	272,163,444

② 基金(みずほ銀行外34機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		23,031,337,022	-4,000,000,000	19,031,337,022
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		113,425,000,000	0	113,425,000,000
国債等		7,000,000,000	0	7,000,000,000
合計		143,456,337,022	-4,000,000,000	139,456,337,022

(3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書 (令和7年11月30日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和7年度)

① 歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計			特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)
		国民健康保険事業会計	介護保険会計	後期高齢者医療会計				
予算現額 A	360,373,986,106	64,528,395,000	64,518,331,000	20,379,854,000	149,426,580,000	509,800,566,106	----	----
月 計	29,839,280,392	4,703,655,504	5,688,122,264	1,423,846,300	11,815,624,068	41,654,904,460	12,482,797,364	54,137,701,824
累 計 B	189,153,485,598	34,514,961,599	40,223,591,929	12,357,340,330	87,095,893,858	276,249,379,456	108,186,507,620	384,435,887,076
対予算収入率 (B/A)	% 52.5	% 53.5	% 62.3	% 60.6	----	----	----	----
月 計	16,980,064,658	6,205,193,901	5,284,347,746	1,915,489,775	13,405,031,422	30,385,096,080	9,493,478,635	39,878,574,715
累 計 C	197,030,678,841	35,843,071,458	37,105,022,538	10,490,474,948	83,438,568,944	280,469,247,785	94,935,348,738	375,404,596,523
対予算執行率 (C/A)	% 54.7	% 55.5	% 57.5	% 51.5	----	----	----	----
累計収支差 (B-C)	-7,877,193,243	-1,328,109,859	3,118,569,391	1,866,865,382	3,657,324,914	-4,219,868,329	13,251,158,882	9,031,290,553
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0
歳計現金等合計 (D+E+F-G)	-7,877,193,243	-1,328,109,859	3,118,569,391	1,866,865,382	3,657,324,914	-4,219,868,329	13,251,158,882	9,031,290,553

【注1】 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

② 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	55,182,551,000	1,000,000,000	56,182,551,000
	減債基金	12,678,933,000	0	12,678,933,000
	施設整備基金	43,146,031,000	0	43,146,031,000
	文化芸術振興基金	452,942,000	0	452,942,000
	福祉基金	75,870,000	0	75,870,000
	医療環境整備基金	2,008,948,000	0	2,008,948,000
	みどりを育む基金	2,385,176,000	0	2,385,176,000
	まちづくり基金	954,222,000	0	954,222,000
	大江戸線延伸推進基金	12,542,998,000	0	12,542,998,000
	区営住宅整備基金	4,088,843,000	0	4,088,843,000
	一般会計 A	133,516,514,000	1,000,000,000	134,516,514,000
運用	介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	5,919,284,000	0	5,919,284,000
	用地取得基金 C	20,539,022	4,500,000,000	4,520,539,022
基金合計 A+B+C		139,456,337,022	5,500,000,000	144,956,337,022

(2) 保有現金 保管調書

① 歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		3,659,400	0	3,659,400
みずほ銀行預託金	当座預金	4,504,044	-872,891	3,631,153
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	264,000,000	8,760,000,000	9,024,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		272,163,444	8,759,127,109	9,031,290,553

② 基金(みずほ銀行外34機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		19,031,337,022	5,500,000,000	24,531,337,022
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		113,425,000,000	0	113,425,000,000
国債等		7,000,000,000	0	7,000,000,000
合計		139,456,337,022	5,500,000,000	144,956,337,022

(3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書 (令和7年12月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和7年度)

① 歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計			特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)
		国民健康保険 事業 会 計	介護保険 会 計	後 期 高 齢 者 医 療 会 計				
予 算 現 額 A	366,326,798,106	64,528,395,000	64,518,331,000	20,379,854,000	149,426,580,000	515,753,378,106	----	----
月 計	28,632,324,944	10,986,412,394	5,928,677,103	729,162,300	17,644,251,797	46,276,576,741	9,075,696,455	55,352,273,196
累 計 B	217,785,810,542	45,501,373,993	46,152,269,032	13,086,502,630	104,740,145,655	322,525,956,197	117,262,204,075	439,788,160,272
対予算収入率 (B/A)	% 59.5	% 70.5	% 71.5	% 64.2	----	----	----	----
月 計	41,168,234,667	6,344,501,906	5,480,376,330	1,962,083,537	13,786,961,773	54,955,196,440	12,781,330,994	67,736,527,434
累 計 C	238,198,913,508	42,187,573,364	42,585,398,868	12,452,558,485	97,225,530,717	335,424,444,225	107,716,679,732	443,141,123,957
対予算執行率 (C/A)	% 65.0	% 65.4	% 66.0	% 61.1	----	----	----	----
累計収支差 (B-C)	-20,413,102,966	3,313,800,629	3,566,870,164	633,944,145	7,514,614,938	-12,898,488,028	9,545,524,343	-3,352,963,685
基金繰替運用 E	3,400,000,000	0	0	0	0	3,400,000,000	0	3,400,000,000
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0
歳計現金等合計 (D+E+F-G)	-17,013,102,966	3,313,800,629	3,566,870,164	633,944,145	7,514,614,938	-9,498,488,028	9,545,524,343	47,036,315

【注1】 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

② 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	56,182,551,000	0	56,182,551,000
	減債基金	12,678,933,000	0	12,678,933,000
	施設整備基金	43,146,031,000	0	43,146,031,000
	文化芸術振興基金	452,942,000	0	452,942,000
	福祉基金	75,870,000	0	75,870,000
	医療環境整備基金	2,008,948,000	0	2,008,948,000
	みどりを育む基金	2,385,176,000	0	2,385,176,000
	まちづくり基金	954,222,000	0	954,222,000
	大江戸線延伸推進基金	12,542,998,000	0	12,542,998,000
	区営住宅整備基金	4,088,843,000	0	4,088,843,000
	一般会計 A	134,516,514,000	0	134,516,514,000
運用	介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	5,919,284,000	0	5,919,284,000
	用地取得基金 C	4,520,539,022	-3,400,000,000	1,120,539,022
基金合計 A+B+C		144,956,337,022	-3,400,000,000	141,556,337,022

(2) 保有現金 保管調書

① 歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		3,659,400	0	3,659,400
みずほ銀行預託金	当座預金	3,631,153	745,762	4,376,915
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	9,024,000,000	-8,985,000,000	39,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		9,031,290,553	-8,984,254,238	47,036,315

② 基金(みずほ銀行外34機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		24,531,337,022	-3,900,000,000	20,631,337,022
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		113,425,000,000	0	113,425,000,000
国債等		7,000,000,000	500,000,000	7,500,000,000
合計		144,956,337,022	-3,400,000,000	141,556,337,022

(3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書
(令和8年1月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和7年度)

① 歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計			歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)
		国民健康保険 事業 会 計	介護保険 会 計	後 期 高 齢 者 医 療 会 計			
予 算 現 額 A	366,723,231,106	64,528,395,000	64,518,331,000	20,379,854,000	149,426,580,000	----	----
月 計	23,954,987,351	5,044,491,805	5,545,979,132	3,169,378,253	13,759,849,190	9,326,718,378	47,041,554,919
累 計 B	241,740,797,893	50,545,865,798	51,698,248,164	16,255,880,883	118,499,994,845	126,588,922,453	486,829,715,191
対予算収入率 (B/A)	% 65.9	% 78.3	% 80.1	% 79.8	----	----	----
月 計	25,220,246,723	6,199,456,661	5,267,671,521	2,236,938,327	13,704,066,509	8,790,499,107	47,714,812,339
累 計 C	263,419,160,231	48,387,030,025	47,853,070,389	14,689,496,812	110,929,597,226	116,507,178,839	490,855,936,296
対予算執行率 (C/A)	% 71.8	% 75.0	% 74.2	% 72.1	----	----	----
累計収支差 (B-C)	-21,678,362,338	2,158,835,773	3,845,177,775	1,566,384,071	7,570,397,619	10,081,743,614	-4,026,221,105
基金繰替運用 E	4,500,000,000	0	0	0	0	0	4,500,000,000
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0
歳計現金等合計 (D+E+F-G)	-17,178,362,338	2,158,835,773	3,845,177,775	1,566,384,071	7,570,397,619	10,081,743,614	473,778,895

【注1】 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

② 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	56,182,551,000	-1,500,000,000	54,682,551,000
	減債基金	12,678,933,000	0	12,678,933,000
	施設整備基金	43,146,031,000	0	43,146,031,000
	文化芸術振興基金	452,942,000	0	452,942,000
	福祉基金	75,870,000	0	75,870,000
	医療環境整備基金	2,008,948,000	0	2,008,948,000
	みどりを育む基金	2,385,176,000	0	2,385,176,000
	まちづくり基金	954,222,000	0	954,222,000
	大江戸線延伸推進基金	12,542,998,000	0	12,542,998,000
	区営住宅整備基金	4,088,843,000	0	4,088,843,000
	一般会計 A	134,516,514,000	-1,500,000,000	133,016,514,000
運用	介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	5,919,284,000	0	5,919,284,000
	用地取得基金 C	1,120,539,022	400,000,000	1,520,539,022
基金合計 A+B+C		141,556,337,022	-1,100,000,000	140,456,337,022

(2) 保有現金 保管調書

① 歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		3,659,400	0	3,659,400
みずほ銀行預託金	当座預金	4,376,915	-3,257,420	1,119,495
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	39,000,000	430,000,000	469,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		47,036,315	426,742,580	473,778,895

② 基金(みずほ銀行外34機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		20,631,337,022	-1,100,000,000	19,531,337,022
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		113,425,000,000	0	113,425,000,000
国債等		7,500,000,000	0	7,500,000,000
合計		141,556,337,022	-1,100,000,000	140,456,337,022

(3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書 (令和8年2月28日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和7年度)

① 歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計			歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)
		国民健康保険 事業 会 計	介護保険 会 計	後 期 高 齢 者 医 療 会 計			
予 算 現 額 A	366,723,231,106	64,528,395,000	64,518,331,000	20,379,854,000	149,426,580,000	----	----
月 計	20,702,881,690	4,914,753,335	4,356,643,265	2,208,579,825	11,479,976,425	11,849,731,015	44,032,589,130
累 計 B	262,443,679,583	55,460,619,133	56,054,891,429	18,464,460,708	129,979,971,270	138,438,653,468	530,862,304,321
対予算収入率 (B/A)	% 71.6	% 85.9	% 86.9	% 90.6	----	----	----
月 計	27,246,893,971	6,474,077,909	5,486,002,665	2,227,939,775	14,188,020,349	9,316,462,696	50,751,377,016
累 計 C	290,666,054,202	54,861,107,934	53,339,073,054	16,917,436,587	125,117,617,575	125,823,641,535	541,607,313,312
対予算執行率 (C/A)	% 79.3	% 85.0	% 82.7	% 83.0	----	----	----
累計収支差 (B-C)	-28,222,374,619	599,511,199	2,715,818,375	1,547,024,121	4,862,353,695	12,615,011,933	-10,745,008,991
基金繰替運用 E	10,800,000,000	0	0	0	0	0	10,800,000,000
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0
歳計現金等合計 (D+E+F-G)	-17,422,374,619	599,511,199	2,715,818,375	1,547,024,121	4,862,353,695	12,615,011,933	54,991,009

【注1】 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

② 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	54,682,551,000	-3,900,000,000	50,782,551,000
	減債基金	12,678,933,000	0	12,678,933,000
	施設整備基金	43,146,031,000	0	43,146,031,000
	文化芸術振興基金	452,942,000	-400,000,000	52,942,000
	福祉基金	75,870,000	0	75,870,000
	医療環境整備基金	2,008,948,000	0	2,008,948,000
	みどりを育む基金	2,385,176,000	0	2,385,176,000
	まちづくり基金	954,222,000	-600,000,000	354,222,000
	大江戸線延伸推進基金	12,542,998,000	-1,100,000,000	11,442,998,000
	区営住宅整備基金	4,088,843,000	-300,000,000	3,788,843,000
	一般会計 A	133,016,514,000	-6,300,000,000	126,716,514,000
運用	介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	5,919,284,000	0	5,919,284,000
	用地取得基金 C	1,520,539,022	-1,071,630,080	448,908,942
基金合計 A+B+C		140,456,337,022	-7,371,630,080	133,084,706,942

(2) 保有現金 保管調書

① 歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		3,659,400	0	3,659,400
みずほ銀行預託金	当座預金	1,119,495	1,212,114	2,331,609
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	469,000,000	-420,000,000	49,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		473,778,895	-418,787,886	54,991,009

② 基金(みずほ銀行外34機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		19,531,337,022	-7,871,630,080	11,659,706,942
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		113,425,000,000	0	113,425,000,000
国債等		7,500,000,000	500,000,000	8,000,000,000
合計		140,456,337,022	-7,371,630,080	133,084,706,942

(3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

V 決算等審査結果および 財政健全化判断比率審査結果

令和 6 年度決算等審査結果報告および
財政健全化判断比率審査結果報告（概要）

1 練馬区各会計歳入歳出決算および練馬区基金運用状況の審査結果について

(1) 審査の結果

ア 各会計歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令に準拠して調製されていると認められた。

イ 各会計歳入歳出決算書等の計数は、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、いずれも誤りのないものと認められた。

ウ 財産の管理状況は、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、誤りのないものと認められた。

エ 基金の運用状況については、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、誤りのないものと認められた。

(2) 審査意見

日本経済は、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな回復が続くことが期待されている。一方で、米国の通商政策の影響や物価上昇が個人消費に及ぼす影響などは、景気を下押しするリスクとなっており、先行きは依然として不透明である。

こうした状況下であっても、社会の要請に的確に応え、「第3次みどりの風吹くまちビジョン」を始めとする各計画に掲げた取組を着実に推進されたい。

また、現状分析と合わせた将来予測の精度を高めながら施策の必要性・方向性を検証し、区民サービスの向上と持続可能な財政運営の両立を堅持するよう努められたい。

以下、総括意見および個別意見を付す。

ア 総括意見

令和6年度当初予算は、「第3次みどりの風吹くまちビジョン」に掲げる施策を着実に推進し、練馬区の更なる発展に取り組む予算」と位置付け、区民の命と健康を守る事業を最優先としつつ、区民生活をより豊かにする施策を推進するように編成された。

当初予算編成後、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づく、物価高の影響を受ける低所得者世帯等の支援に要する経費や建築物耐震化に要する経費等を中心に、6回の補正を行った結果、令和6年度の予算総額は4,982億213万円となった。

大江戸線延伸など区の将来を切り開く都市インフラへの投資も行いつつ、国の総合経済対策への対応や、物価上昇の影響を緩和するための支援を行ってきた。各会計歳入歳出決算は、総額で93億362万円の黒字となった。これは、景気が緩やかに回復していることや、都支出金などの財源確保に努めたことに加え、必要な施策を精査し、各種事務事業が機動的に行われた結果であると受け止めている。

「第3次みどりの風吹くまちビジョン」で掲げた「6つの施策の柱」ごとの予算の執行状況からは、グランドデザイン構想に示す区の将来像の実現に向けて、着実に各分野の取組が進められたものと言える。

(単位：千円・%)

施策の柱		予算額	執行額	執行率
I	子どもたちの笑顔輝くまち	16,225,368	15,554,414	95.9
II	高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち	1,522,425	1,461,361	96.0
III	安心を支える福祉と医療のまち	4,150,976	2,023,093	48.7
IV	安全・快適、みどりあふれるまち	13,975,873	13,658,165	97.7
V	いきいきと心豊かに暮らせるまち	1,153,746	981,629	85.1
VI	区民とともに区政を進める	2,058,575	1,972,524	95.8
合計		39,086,963	35,651,185	91.2

物価上昇や米国の通商政策等、経済の先行きの不透明さが続くなか、区財政は予断を許さない状況が続く見通しである。

扶助費の増大や、老朽化した区立施設の維持更新、都市インフラの整備など、区特有の課題にも取り組む必要があることに加え、ふるさと納税による流出額が年々増大しており、区財政の先行きは厳しさを増すことが見込まれる。

現状分析と合わせた将来予測の精度を高めながら施策の必要性・方向性を検証し、区民サービスの向上と持続可能な財政運営の両立を堅持するよう努められたい。

イ 個別意見

【一般会計歳入】

一般会計歳入の総額は、特別区財政調整交付金や学校給食費無償化補助事業に係る都支出金などが増加したことにより、前年度と比較して4.4%増加し3,377億9,519万円となった。

区の歳入全体の5割以上を占める特別区税および特別区交付金について、特別区交付金は前年度を上回る結果となった一方、特別区民税は定額減税の影響により、減少した。定額減税の影響額は、地方特例交付金により全額が補填されているものの、特別区民税および特別区交付金は景気動向に左右されやすく、経済の先行きが不透明感を増す中、予断を許さない状況が続いている。

特別区民税の収入率が、上昇傾向にある一方で、収入未済額は増加しており、前年度と比較して1,002万円の増加となった。預貯金電子照会システムによる財産調査や未納対策業務を支援するA Iの活用などにより、徴収の効率化等の収納対策に当たられたい。

法人住民税の一部国税化をはじめ、ふるさと納税、地方消費税交付金の清算基準見直しなど、不合理な税制改正による影響による減収が生じており、特別区全体で令和6年度だけでも3,200億円に上るとの試算もある。特にふるさと納税制度による特別区民税の減収額は、年々拡大を続けている。練馬区においては、令和6年度の減収額は約50億円となり、令和2年度の約23億6千万円と比較すると倍以上に増加している。

区は、これまでも特別区長会や東京都と力を合わせ、率先して国に制度の廃止を含めた抜本的な見直しを求めている。引き続き、機会を捉えて問題提起を行い、国に働きかけられたい。

このような状況の中、寄付金では、寄付メニューの拡充により、制度本来の趣旨に沿った寄付を促進している。また、区報やホームページなどにより、ふるさと納税による特別区民税流出の現状や制度の問題点を発信し、行政サービスに必要な財源が失われていることの周知を図っている。引き続き、自主財源の確保と流出額拡大の抑制に取り組まれたい。

学校をはじめ、多くの区立施設が建築後60年を超えることに加え、近年の人手不足や資材価格上昇に伴う建設コストの高騰により、改修・改築工事費の増大は避けられない状況となっている。

学校改築、道路、公園など区民生活を支える社会資本を形成する事業には、世代間の負担の公平性を図るため、特別区債の活用も考えられる。後年度の負担に十分配慮し、特定目的基金とのバランスに留意の上、引き続き特別区債の活用を図られたい。

【一般会計歳出】

一般会計歳出は、予算現額に対する執行率が95.2%であり、予算はおおむね着実に執行された。

予算に対する不用額は、歳出予算の3.3%に当たる112億5,183万円であり、前年度に比べ25億3,006万円の増となった。予算は、計画的かつ効率的な執行に努めた結果であっても不用額が生じることもあるが、予算見積と予算執行の不整合によって生じる場合もある。後者は、効果的・効率的な財源の配分を阻害する要因となる。

予算流用額は、歳出予算の0.04%に当たる1億4,000万円であった。前年度に比べ2,417万円（20.9%）の増である。予算の流用は、練馬区予算事務

規則において「執行上真にやむを得ない場合に限り」認められている。物価上昇への対応により、速やかな事業執行を要したことから、流用をせざるを得なかったなどの事情は一定程度理解できる。引き続き予算見積の精度を向上させ、不用額と予算流用額のさらなる圧縮に努められたい。

令和6年度は、6回にわたり補正予算を編成し、物価上昇の影響を緩和するための支援を充実させた。時期を逸することなく、機動的に対応したものと受け止めている。

一方、歳出予算全体の執行という面からは、令和5年度に続き多額の決算剰余金が生じている。予算計上に当たっては、所要額、財源、費用対効果等を十分精査し、財政規律の確保に留意されたい。

令和6年度末の積立基金の総額は、施設整備基金、大江戸線延伸推進基金および介護保険給付準備基金等への積み増しなどにより令和5年度末に比べ94億3,565万円増加し、1,286億4,798万円となった。大江戸線延伸推進基金について、早期の延伸実現に向け、着実に積み増しを行っている。

社会経済状況の先行きが不透明な中、区民サービスの向上と持続可能な財政運営を両立していくためにも、引き続き、中長期的な視点で積立てを行うなど、財政基盤の強化に取り組まれたい。

【特別会計】

国民健康保険事業会計、介護保険会計および後期高齢者医療会計のいずれも保険料の収納率は順調に推移している。

特に国民健康保険料については、未納対策業務を支援するAIの活用やSMSによる催告通知による収納対策の強化、口座振替手続のオンライン化やキャッシュレス納付の拡大により、収納率が上昇傾向にあるものと受け止めている。引き続き収納対策の推進に取り組まれたい。

国民健康保険事業会計においては、歳入総額、歳出総額ともに0.2%の増となった。保険給付費は、コロナ禍の受診控えの反動により、令和3年度に増加したが、被保険者数の減少により、減少傾向にある。令和6年度は対前年度比0.4%の減となった。一方で、年間1人当たり費用額は令和2年度に比べ19.5%増加した。全国初となる訪問服薬健康相談事業など、第3期データヘルス計画に定める取組を着実に推進し、医療費の適正化に努められたい。

介護保険会計においては、第1号被保険者数の増加を上回る率で要介護認定者数が増加し、保険給付費の増加も顕著である。これにより、歳入総額は対前年度比1.5%の増、歳出総額は対前年度比1.7%の増となった。令和7年には、団塊の世代が全て後期高齢者となり、その世代が80歳に近づ

く第10期(令和9年度～11年度)計画期間以降においても、要介護認定者は増加する見通しである。保険給付費も増え続け、第1号被保険者が負担する保険料は上昇することが見込まれる。引き続き、「街かどケアカフェ」の活用などによる健康づくり・フレイル予防の強化、自立支援・重度化防止の推進、介護給付の適正化を図り、介護保険制度の持続安定性と負担の公平性の確保を目指して取り組まれない。

後期高齢者医療会計においては、歳入歳出総額はいずれも対前年度比7.0%の増となった。被保険者の増加を受け、歳入、歳出ともに増加している。東京都後期高齢者医療広域連合の推計では、東京都の被保険者数および医療費は今後も増加が見込まれている。また、医療給付費についても、総額、1人当たり給付費ともに増加を続けることを推計している。後期高齢者医療制度が将来にわたって安定的に適切な医療を提供していくために、高齢者の保健事業と介護予防等を一体的に実施する「高齢者みんな健康プロジェクト」や、ジェネリック医薬品差額通知などの取組を通じ、高齢者保健事業の充実と医療費の適正化を推進されたい。

【普通会計】

令和6年度の実質収支は黒字であった。

性質別歳出を見ると、義務的経費が、私立保育所等保育委託に係る経費や退職手当などによる人件費の増等により、前年度に比べ6.5%増加した。令和2年度と比較すると16.7%の増である。

また、学校改築、道路および公園整備などの投資的経費は、前年度に比べ11.5%減少したが、令和2年度と比較すると2.8%の増である。

その他の経費は、ねりっこクラブ経費などによる物件費の増や大江戸線延伸推進基金の積み増しの影響で積立金が増となったことなどにより、前年度に比べ5.9%増加したが、令和2年度と比較すると27.0%の減である。

目的別歳出を見ると、最も構成比が高い民生費は、前年度と比べ3.7%増加した。令和2年度と比較すると18.2%の増である。

財政指標を見ると、実質収支比率は、分子である実質収支額が前年度比で15.1%減少し、分母である標準財政規模が5.3%増加したため、前年度比で0.7ポイント減の3.0%となった。

公債費負担比率は、分子である公債費充当一般財源が0.8%増加したが、分母である一般財源等が3.2%増加したため、前年度と同率の2.2%となった。

経常収支比率は、分母が特別区財政調整交付金普通交付金等の増加により、5.8%の増となったが、分子が人件費等の増加により、6.7%の増となったため、前年度比で0.7ポイント増の81.3%となった。

扶助費と人件費の増により義務的経費が増加しているなか、公共施設の老朽化への対応などにより、投資的経費の増加も見込まれる。

持続可能な財政運営を堅持していくために、財政指標の動向を注視し、区民福祉の向上と財政の健全性の確保に努められたい。

【資金収支】

当面、資金として使用しない歳計現金等と基金は、運用で利回りを確保することが重要である。日本銀行による政策金利の引き上げに伴い、預金と債券の金利が上昇している機会を捉え、安全性を確保したうえで、より金利の高い自由金利型定期預金などの積極的な活用により、運用収入を増大させていることを評価する。

物価上昇の影響による景気の下振れリスクや、金融資本市場の変動の影響等、先行きは不透明な状況であるが、引き続き情報収集に努め、安全性を確保しつつ、より金利の高い商品を選択する等、効果的な資金運用に取り組まれたい。

【用地取得基金】

用地取得基金においては、令和6年度に基金から11億2,896万円を運用してこども施策関連用地、石神井小学校拡張用地の取得が行われた。また、富士見台小学校拡張用地の一般会計への受入れが行われた。用地取得の機会を捉え、機動的に対応した結果であると受け止めている。

保有している用地について、財源の確保にも配慮しつつ、一般会計への受入れを図り、引き続き基金の効果的な運用に努められたい。

2 財政健全化判断比率の審査結果について

(1) 審査の結果

健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも誤りのないものと認められた。

なお、健全化判断比率の数値は、次表のとおりである。

練馬区における健全化判断比率

(単位 %)

	令和6年度	令和5年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	11.25
連結実質赤字比率	—	—	16.25
実質公債費比率	△2.1	△2.5	25.0
将来負担比率	—	—	350.0

- (注) 1 「—」の記載は、実質赤字額または連結実質赤字額がない場合および将来負担比率が算定されない場合を表す。
2 早期健全化基準は練馬区における数値を表す。

(2) 審査意見

令和6年度の健全化判断比率は、4つの指標の数値いずれもが早期健全化基準を下回り、財政運営は適正に行われていると判断する。

しかし、4つの指標は増加傾向にあり、このうち実質公債費比率と将来負担比率については、老朽化した区立施設の更新や都市インフラの整備等に伴い、特別区債の発行額が増えていくことが想定される。

今後も、長期的な展望に立ち、資産と負債を念頭に置き、持続可能な財政運営を目指し、引き続き財政の健全化を維持されたい。

VI 行政監査結果

令和 7 年 度
(2 0 2 5 年度)

行政監査結果報告

「区立施設の管理・運営手法について」

令和 8 年（2026年） 3 月
練 馬 区 監 査 委 員

目 次

第1	行政監査の概要	1
1	目的	1
2	テーマ	1
3	選定趣旨	1
4	監査対象および範囲	1
5	実施期間	1
6	監査の着眼点	1
7	監査の方法	1
第2	監査結果	3
1	区立施設の管理・運営手法に関する調査	3
(1)	管理運営手法について	4
(2)	区（所管課）による監督について	9
(3)	管理・運営手法の見直しについて	12
2	監査委員実査	14
第3	監査委員意見	15
1	施設ごとに適切な管理・運営手法が選択されているか	16
2	所管課等による監督が適切に行われているか	16
3	社会経済情勢の変化に応じ、管理・運営手法の見直しを検討しているか	16
第4	資料	18
1	区立施設の管理・運営手法に関する調査結果	18
2	令和3年度行政監査「プロポーザル方式による契約について」における監査委員意見（抜粋）	28
3	令和5年度行政監査「指定管理者制度の適用施設におけるモニタリングについて」における監査委員意見（抜粋）	29

第 1 行政監査の概要

1 目的

行政監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項）は、財務に関する事務の執行に加えて、組織、人員、事務処理および行政運営等について、事務事業が法令に適合し、合理的かつ効率的に実施されているか、その目的が達成されているかを体系的かつ総合的に監査する。

2 テーマ

区立施設の管理・運営手法について

3 選定趣旨

区立施設の管理・運営においては、直営、業務委託、指定管理者制度と、様々な手法が用いられている。各施設の管理・運営手法が適切であるか等を調査・検証する。

4 監査対象および範囲

区立施設のうち、地方自治法第244条第1項に規定する公の施設の管理・運営を行っている部課を対象とした。

5 実施期間

令和7年8月26日（火）から令和8年3月26日（木）まで

6 監査の着眼点

- (1) 施設ごとに適切な管理・運営手法が選択されているか
- (2) 所管課等による監督が適切に行われているか
- (3) 社会経済情勢の変化に応じ、管理・運営手法の見直しを検討しているか

7 監査の方法

監査は、つぎの(1)および(2)の方法により実施した。

- (1) 区立施設の管理・運営手法に関する調査

監査事務局は、監査対象課に対し調査票への回答方式による調査を行い、その集計と分析により現状把握と課題の抽出を行った。

ア 調査概要

公の施設について、施設種別ごとに、令和7年4月1日現在における管理・運営手法等を調査票により調査した。

(2) 監査委員実査

監査委員は、令和7年度財政援助団体等監査の実施に際し、監査対象団体となった指定管理者から施設の現状と課題の説明を受け、質疑を行った。

参考：委託・民営化実施計画

区は、平成30年3月に策定した「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕」において、委託・民営化実施計画を定めている。

委託・民営化実施計画には、以下の記載がある。

- ・区立施設の運営は、施設の特性に応じて、直営・民間委託・民営化から選択する必要がある。
- ・区が直接担うべき業務は引き続き直営とする。
- ・民間の知恵と経験を活用した方が効果的な業務は民間が担うことを基本とする。
- ・これまでの委託や民営化の実績を検証し、今後さらに委託や民営化を進め、サービスの向上を図る。
- ・委託する手法には、業務委託と指定管理者制度がある。
- ・委託を開始する際には、施設や業務の特性等によって、どのような業務を委託するのか、どの手法が最もふさわしいかを検討し、最適な手法を選択する。
- ・既に委託している施設・業務も、委託の範囲や手法等について改めて検討し、最適な手法を選択する。

第2 監査結果

1 区立施設の管理・運営手法に関する調査

区立施設を管理する手法には、直営、業務委託のほか、指定管理者制度※がある。指定管理者制度は公の施設を対象にしたものであることから、公の施設については、管理する手法が直営、業務委託、指定管理者制度から選択することとなる。

※指定管理者制度…公の施設について、地方自治体の指定を受けた民間事業者が管理を行う制度。

そこで、区立施設のうち公の施設を対象に調査を行い、監査の着眼点に鑑み、

- ・直営、業務委託、指定管理者制度と複数の選択肢がある中で、適切な手法を選択し、管理・運営を行っているか。
- ・区による監督は適切に行われているか。
- ・必要に応じ、管理・運営手法の見直しを検討しているか。

を中心に検証した。

参考：業務委託と指定管理者制度との比較

	業務委託	指定管理者制度
①受託主体	限定はない。	法人その他の団体
②法的性格	「私法上の契約関係」 契約に基づく個別の事務または業務の執行の委託	「管理代行」 「指定」（行政処分的一种）により、公の施設の管理権限を、指定を受けた者に委任 ¹ するもの
③施設の管理権限	地方自治体が有する。 施設の使用許可を受託者は行うことができない。	指定管理者が有する。 施設の使用許可を指定管理者が行うことができる。 ²
④利用料金制 ³	採ることはできない。	採ることができる。

※「指定管理者制度の適用に係る基本方針（令和6年7月改訂版）」（練馬区）より作成。

¹ その事務が受任者の職務権限となり、その事務については、受任者がもっぱら自己の責任で処理することになる。

² 「管理の基準」「業務の範囲」は条例で定めることを要する。

³ 施設の利用料金を直接指定管理者の収入とし、施設の管理経費に充てる制度

(1) 管理運営手法について

現在の管理運営手法について、開始時期や以前の管理運営手法、現在の管理運営手法を採用している理由を調査し、施設ごとに適切な管理・運営手法が選択されているかを検証した。

また、事業者の選定方法や選定結果公表の有無および選定に当たっての外部専門家活用の有無を調査し、令和3年度行政監査「プロポーザル方式による契約について」における監査委員意見※を踏まえた取組状況を検証した。

※令和3年度行政監査「プロポーザル方式による契約について」における
監査委員意見

- ・高度な専門性や技術力を必要とする業務等を対象業務とする契約の事業者選定に当たっては、行政内部の委員だけでなく外部の専門家を登用することで、判断の妥当性が向上するとともに、より客観性や透明性が高まることが期待される。IT関連や福祉分野など業務内容の専門性等に応じて、幅広い分野での外部の専門家の活用を積極的に検討されたい。
- ・選定結果の公表は透明性の確保という観点からも重要である。選定結果の公表が確実に行われるよう徹底されたい。

○現在の管理運営手法（直営、委託、指定管理等）

令和7年4月1日現在、1,173施設ある練馬区の公の施設において、管理運営手法として、最も多く採用されているのは全部業務委託で847施設（72.2%）、次いで指定管理者が187施設（15.9%）、直営が75施設（6.4%）、一部業務委託が64施設（5.4%）の順であった。

n=1,173		
	施設数	割合
指定管理者	187	15.9%
全部業務委託	847	72.2%
一部業務委託	64	5.5%
直営	75	6.4%

○現在の管理運営手法の開始時期

施設種別ごとに、全ての施設が現在の管理運営手法になった年度を調査した。平成 16 年度から 20 年度の間には現在の管理運営手法となった施設種別が最も多く（31.3%）、次いで平成 26 年度から 30 年度（25.0%）、平成 16 年度から 20 年度および令和元年度から 6 年度（いずれも 15.6%）であった。

n=64

	回答数	割合
S52～63	2	3.1%
H1～15	6	9.4%
H16～20	20	31.3%
H21～25	10	15.6%
H26～30	16	25.0%
R1～6	10	15.6%

○現在の管理運営手法を採用する以前の管理運営手法

指定管理者は全部業務委託や直営からの移行が多く、全部業務委託は開設当初から全部業務委託が最も多く、次いで一部業務委託と直営が多い。一部業務委託は直営からの移行が最も多く、直営は開設当初から直営により運営されていた。

n=65

現在	直前	回答数	割合
指定管理者	指定管理者	4	13.3%
	全部業務委託	12	40.0%
	一部業務委託	6	20.0%
	直営	8	26.7%
業務全部委託	全部業務委託	8	47.1%
	一部業務委託	4	23.5%
	直営	4	23.5%
	管理委託	1	5.9%
業務一部委託	一部業務委託	6	42.9%
	直営	8	57.1%
直営	直営	4	100%

現在の管理運営手法の開始時期と以前の管理運営手法の調査結果と合わせて見ると、平成15年6月に地方自治法の一部改正により指定管理者制度が導入され、区においても平成16年2月に初めて指定管理者制度を適用しており、以降、管理運営手法の見直しが図られている。

○現在の管理運営手法を採用している理由

現在の 主な管理運営手法	主な採用している理由
指定管理者	・民間事業者のノウハウを活かし、住民サービスの向上と効率的な施設運営、コスト削減を図るため。 ・多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するとともに、住民サービスの向上と経費の節減を図るため。 ・行政を補完・代替する区の外郭団体による管理運営が、効果的かつ合理的であるため。
全部業務委託	・民間の知恵、経験、専門性を活かすことで効果的な運営が期待できるため。 ・限られた財源の中でサービス向上を図るためには、民間事業者が持つ様々なノウハウを活用することが有効と考えているため。 ・直営の事業を引き継ぐことを基本としつつ、民間事業者が持つノウハウの活用として、サービス拡大を図っている。このため、履行内容を仕様書で定めつつ、運営に区が関与していく必要があるため。 ・民間活力を活用して、多様なニーズに対応するため。
一部業務委託	・事業運営に専門的知見が必要であるため。 ・地域住民に身近な施設を、地域住民による管理運営協議会と区が協働で地域特性を踏まえて運営することで、住民主体の交流・活動が促進され、地域雇用や住民参加の拡大、職員の効率的配置が可能となるため。 ・事業運営の効率化 ・専門性を必要とする事業であり、ノウハウを有する民間事業者に委ねることが、支援の質の向上、効率化につながるため。
直営	・区と建物所有者が連携して管理を行っているため。 ・現在の運営手法に課題等がないため。

<複数の管理運営手法を採用している主な理由>

○指定管理者と全部業務委託

- ・指定管理者制度になじまない施設があるため。

○指定管理者と全部業務委託、直営

- ・経費削減およびサービスの向上のため、大半の施設で指定管理者制度を導入しているが、一部、区の職員が常駐している施設や条例上、指定管理者制度対象外の施設があるため。

○事業者の選定方法

プロポーザル方式による選定が 62.5%と最も多く、特命随意契約が 25.0%、入札が 12.5%であった。

n=64

	回答数	割合
入札	8	12.5%
プロポーザル	40	62.5%
特命随意契約	16	25.0%

○選定結果公表の有無

プロポーザル方式による事業者選定において、選定結果の公表有無を調査したところ、97.5%が公表を行っていた。

令和3年度行政監査「プロポーザル方式による契約について」における調査では、調査対象の 32.2%が公表していなかった。本行政監査と調査対象が異なるものの、大きく改善しているといえる。

n=40

	回答数	割合
有	39	97.5%
無	1	2.5%

○選定に当たっての外部専門家活用の有無

プロポーザル方式による事業者選定に際して、外部専門家活用の有無を調査したところ、80.0%の施設において全部または一部施設の選定で活用し、活用していない施設は20.0%であった。

令和3年度行政監査「プロポーザル方式による契約について」における調査では、外部委員が参加する契約案件は調査対象の9.6%であった。本行政監査と調査対象が異なるものの、大きく改善している。

n=40

開始時期			施設数		割合
有	全部	H15～20	19	30	47.5%
		H21～25	6		15.0%
		H26～30	2		5.0%
		R1～6	2		5.0%
		不明	1		2.5%
	一部	H19	1	2	2.5%
		H21	1		2.5%
	計		32		80.0%
無			8		20.0%

(2) 区（所管課）による監督について

直営以外の施設を対象に、モニタリングや定例会、施設の実地調査の実施周期等を調査し、所管課等による監督が適切に行われているかを検証した。

また、令和5年度行政監査「指定管理者制度の適用施設におけるモニタリングについて」における監査委員意見※を踏まえた取組状況を検証した。

※令和5年度行政監査「指定管理者制度の適用施設におけるモニタリングについて」における監査委員意見

- ・区立施設における質の高いサービスを安定的かつ継続的に提供していくためにも、民間委託で管理運営する区立施設での統一的な仕組みとして、「業務委託」を選択した区立施設にもモニタリングシステムを適用していくことを検討されたい。

○モニタリングの実施周期

指定管理者による管理運営を行っている施設は、「指定管理者制度適用施設モニタリング実施要領」に基づき、全ての施設でモニタリングが実施されていた。

一方、全部業務委託では31.6%、一部業務委託では43.8%の施設でモニタリングが未実施であった。

n=67

手法	実施周期	回答数	割合
管 理 者 指 定	年次	7	21.9%
	年次、月次	21	65.6%
	年次、月次、日次	4	12.5%
業 務 全 部 委 託	年次	8	42.1%
	年次、月次	3	15.8%
	月次	2	10.5%
	未実施	6	31.6%
一 部 業 務 委 託	年次	4	25.0%
	年次、月次	2	12.5%
	月次	1	6.3%
	月次、日次	1	6.3%
	日次	1	6.3%
	未実施	7	43.8%

○定例会の実施有無および周期

指定管理者では、71.9%の施設で定例会を年複数回実施しており、中でも毎月実施している施設が 62.5%と最多であった。定例会を実施していない施設は 28.1%であった。

全部業務委託では、78.9%の施設で定例会を実施しており、中でも年4回の実施が 31.6%と最多であった。定例会を実施していない施設は 21.1%であった。

一部業務委託では、定例会を毎月実施している施設が 31.3%と最多である一方、定例会を実施していない施設が 43.8%あり、他の管理運営手法と比べ、割合が高かった。

n=67

手法	有無	周期	回答数	割合
指定管理者	有	毎月	20	62.5%
		年6回	1	3.1%
		年5回	1	3.1%
		年2回	1	3.1%
	無		9	28.1%
全部業務委託	有	毎月	4	21.1%
		年6回	2	10.5%
		年4回	6	31.6%
		年2回	2	10.5%
		年1回	1	5.3%
	無		4	21.1%
一部業務委託	有	毎月	5	31.3%
		年4回	1	6.3%
		年3回	1	6.3%
		年2回	1	6.3%
		年1回	1	6.3%
	無		7	43.8%

○施設への実地調査の周期

指定管理者では、96.9%の施設で実地調査を行っていた。

一方、全部業務委託と一部業務委託においては、実地調査を行っている施設の方が多いものの、未実施の施設がそれぞれ、31.6%、37.5%と最多であった。

n=67

手法	周期	回答数	割合
指定管理者	毎月	3	9.4%
	年4回	2	6.3%
	年2回	1	3.1%
	年1回	24	75.0%
	随時	1	3.1%
	未実施	1	3.1%
全部業務委託	毎月	3	15.8%
	年4回	6	31.6%
	年2回	1	5.3%
	年1回	3	15.8%
	未実施	6	31.6%
一部業務委託	日次	1	6.3%
	毎月	3	18.8%
	年4回	1	6.3%
	年1回	3	18.8%
	随時	2	12.5%
	未実施	6	37.5%

(3) 管理・運営手法の見直しについて

以下の項目の調査を通じ、社会経済情勢の変化に応じた、管理・運営手法の見直しの検討状況を検証した。

- ・現在の管理運営手法の課題の有無
- ・管理運営手法の見直しの有無
- ・官民連携導入の検討の有無

○現在の管理運営手法の課題の有無

施設種別ごとに、現在の管理運営手法の課題の有無を調査したところ、下表の結果であった。

n=66

		回答数		割合	
有	制度・契約運用面	6	24	36.4%	
	サービスの質・柔軟性	7			
	人材・専門性の確保	5			
	コスト・財政面	4			
	その他	2			
無		42		63.6%	

<有と回答した施設に係る主な課題>

課題の類型	主な課題
制度・契約運用面	・利用団体が固定化され、新規の利用希望団体が施設を利用できない。 ・収入と支出の差が大きく、赤字の施設が多い。 ・事業者選定に際し、他事業者の参加がなく、競争性が担保されない。
サービスの質・柔軟性	・施設の管理、運営に係る施設職員への指導等 ・対応ルールの共通化
人材・専門性の確保	・人手不足 ・人材育成
コスト・財政面	・人件費の上昇 ・管理対象の増加に伴う予算の確保

○管理運営手法の見直しに係る検討の有無

n=64

	回答数	割合
有	17	26.6%
無	47	73.4%

<有と回答した施設に係る主な検討結果>

- ・管理運営手法の変更
- ・仕様の見直し

<無と回答した施設に係る検討していない主な理由>

- ・現行の手法で適切に管理運営されている
- ・事業者のノウハウを活かした運営ができています

○委託、指定管理以外の手法による官民連携（コンセッション方式等）導入の検討の有無

※コンセッション方式：利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

n=64

回答（総数＝64）	回答数	割合
有	3	4.7%
無	61	95.3%

2 監査委員実査

令和7年度財政援助団体等監査の実施に際し、監査対象団体となった指定管理者から説明を受け、質疑を行った。

令和7年度財政援助団体等監査 対象団体（指定管理者）

施設名	団体	所管課
練馬文化センター	公益財団法人 練馬区文化振興協会	地域文化部 文化・生涯学習課
大泉学園ホール	公益財団法人 練馬区文化振興協会	地域文化部 文化・生涯学習課
平和台体育館、桜台体育館、 学田公園野球場、豊玉中公園 庭球場	東京ドームグループ・大泉スワ ロー共同事業体	地域文化部 スポーツ振興課
光が丘福祉園	社会福祉法人 武蔵野会	福祉部 障害者施策推進課
光が丘障害者地域生活支援セ ンター	社会福祉法人 武蔵野会	福祉部 障害者施策推進課
はつらつセンター大泉	社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団	高齢施策担当部 高齢社会対策課
春日町リサイクルセンター	練馬エコみらいプロジェクト	環境部 清掃リサイクル課
区営住宅（20 か所）	東京都住宅供給公社	建築・開発担当部 住宅課
自転車駐車場	公益財団法人 練馬区環境まちづくり公社	土木部 交通安全課
ねりまタウンサイクル	公益財団法人 練馬区環境まちづくり公社	土木部 交通安全課
関町図書館	株式会社 図書館流通センター	教育振興部 光が丘図書館
南大泉図書館、南大泉図書館 分室	日本コンベンションサービス 株式会社	教育振興部 光が丘図書館
東大泉児童館・東大泉児童館 学童クラブ・東大泉児童館第 二学童クラブ	株式会社 ポピンズエデュケア	こども家庭部 子育て支援課

第3 監査委員意見

区は、平成30年3月に策定した「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕」において、委託・民営化実施計画を定めており、「民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は民間が担うことを基本とします。これまでの委託や民営化の実績を検証し、今後さらに委託や民営化を進め、サービスの向上を図ります。」としている。

令和7年度財政援助団体等監査の機会を通じて実施した監査委員実査において、指定管理者から直接、施設を管理運営する上での現状と課題を聴取し、指定管理者が区所管課の指導監督を受けながら、区民サービスの向上に取り組んでおり、一定の成果を上げていることを確認した。

これは、平成16年に初めて区立施設に指定管理者制度を導入して以降、対象施設の拡大を図るなどしながら、長年をかけて様々な課題を解決しながら積み重ねてきた成果であると認識している。

「令和6年版 労働経済の分析 一人手不足への対応」（令和6年9月厚生労働省）において、「2013年以降の労働力需要と労働力供給の差である「労働力需給ギャップ」を労働時間でみたところ、労働力需要の増加に伴い、2017年以降、一時期を除き、2023年に至るまでマイナス基調で推移しており、こうした労働力不足の傾向は広い産業・職業においてみられた。」とあるように、近年はあらゆる業態で人材確保が困難になっている。財政援助団体監査をはじめとする各監査現場でのヒアリングにおいて、人材を確保するという課題を、いかにして乗り越えているかという苦労の声を多く聞いた。

実際に各監査現場でのヒアリングを通じ、施設を管理運営する上での課題として、施設の老朽化等に起因するハード面の課題が多く挙げられたが、加えて、区民に直接関わるソフト面の課題が大変多い状況が確認できた。

人工知能（AI）が急速に進化し、普及が進み、業務の効率化や省力化が図られたとしても、現場での業務を担う人材の確保は必須である。質の高いサービスを継続的に提供するため、人材の質的・量的確保は、今後、さらに重要性を増すと思われる。

モニタリングに際し、利用者の満足度調査を行うことは、区民サービスの向上という観点からは欠かせないものである。一方で、区立施設を運営し、区民サービスを提供する側の声を区が真摯に受け止め、人材確保をはじめとする今後の課題を共に乗り越える姿勢の強化が、ますます求められる。

全部業務委託におけるモニタリング実施の検討に重点を置きつつ、引き続

き、区と区立施設を管理運営する事業者とで協力して課題を解決し、さらなる区民サービスの向上に取り組まれない。

以下、監査の着眼点ごとに個別意見を付す。

1 施設ごとに適切な管理・運営手法が選択されているか

管理・運営手法に係る調査結果から、区民サービスの向上と経費削減に取り組むため、適切な管理・運営手法を選択していると認められる。

また、本行政監査と調査対象が異なるものの、令和3年度行政監査「プロポーザル方式による契約について」における調査に比し、プロポーザル方式による事業者の選定に係る結果公表の有無および外部専門家の活用について、大きな改善が見られた。引き続き、これらの取組を進められたい。

2 所管課等による監督が適切に行われているか

管理・運営手法に係る調査結果および令和7年度財政援助団体等監査の機会を通じ、所管課等の監督は概ね適切に行われていると認められる。

しかし、人材確保をはじめとする今後の課題を乗り越えるためには、区民サービスを提供する側の意見に耳を傾けることが重要である。

定例会の実施やその頻度を高めるなどし、より一層体制の強化を図られたい。

また、施設への実地調査は、実際の区民サービスの提供状況だけでなく、施設の管理運営に係る区への報告が適正に行われているか確認することもできるほか、老朽化等による施設の不具合の早期発見にも繋がるため、現在、実施頻度が低いもしくは未実施のケースであっても、今一度その有効性に鑑み、検討や実施を期待する。

なお、指定管理施設への監査委員実査において、稼働率向上への取組や多様な自主事業を行っている事例が見受けられた。改善に資する事例について、他の施設にも波及できる仕組みを設けることを期待する。

3 社会経済情勢の変化に応じ、管理・運営手法の見直しを検討しているか

管理・運営手法に係る調査結果および令和7年度財政援助団体等監査の機会を通じ、人手不足に課題を感じていることを確認した。区と区立施設を管理運営する事業者が協力して課題を解決し、さらなる区民サービスの向上に取り組まれない。

管理・運営手法に係る調査では、63.6%が現在の管理運営手法に課題無と回答しており、適切な運営を行っていると思われる。一方、課題有との回答36.4%に対し、管理運営手法の見直しに係る検討を行っているのは26.6%に

留まっております、検討を行っていない施設種別が多かった。新たな手法による管理運営を行うことで、区民サービスの向上のほか、物価上昇や人手不足に伴い増加傾向が見込まれる経費の節減が図れる可能性があるため、現在の課題の有無にかかわらず、積極的な情報収集に取り組まれない。

管理運営手法の検討に当たっては、施設の特性や業務内容に鑑み、メリット・デメリットを比較し、施設のポテンシャルを最大限発揮できる手法を選択するよう、努められたい。

練馬区ではまだ導入されていないが、他の自治体で導入されている手法であるコンセッション方式を紹介するので、参考にされたい。

・コンセッション（公共施設運営権）とは

2011年度に創設された制度で、施設の運営権を民間事業者に渡す方法。

導入により、これまで以上に民間事業者の自由度の高い運営等をさせることが可能となる。

また、当方式は、PFI法に基づく特定事業であるため、PFI法に基づく各種緩和措置を受けられるほか、コンセッション方式の導入により、民間事業者等による安定的で自由度の高い運営が可能となり、利用者ニーズ等を反映した質の高いサービスを提供することができる点に特徴がある。

・導入のメリット

民間事業者が長期に安定して公共施設等の運営・維持管理を行うことが可能となり、より民間の創意工夫が発揮しやすくなる。

官民連携手法の中でも、事業期間が長期で、料金設定や更新・追加投資を含め民間事業者に大きな裁量があり、収入増加とコスト縮減の両面で大きなメリットがある。

・公共施設等運営事業における指定管理者制度とコンセッション事業との違い

指定管理者制度	→ 事業 手法 の変更	公共施設等運営事業
・事業期間が短い (3～5年)		・事業期間が長い (数十年)
・抵当権設定などはできない		・抵当権設定も可能
⇒事業者による大規模な投資は想定されない		⇒事業者による大規模な投資も想定

※令和7年3月13日開催 文化審議会 文化施設部会（第2回）資料「文化施設における指定管理者制度について」より作成。

第4 資料

1 区立施設の管理・運営手法に関する調査結果

[調査テーマ① 管理運営手法について]

【項目1】現在の管理運営手法（直営、委託、指定管理等）

- ・本項目では、区立施設のうち、地方自治法第244条第1項に規定する公の施設の管理運営手法について、施設ごとに調査した。
- ・本調査では、直営を「職員が常駐し、施設の事業運営を職員のみで行う施設」と定義した。

n=1,173

	施設数	割合
指定管理者	187	15.9%
全部業務委託	847	72.2%
一部業務委託	64	5.5%
直営	75	6.4%

【項目2】現在の管理運営手法の開始時期

- ・本項目では、施設種別（図書館等）ごとに、全ての施設が現在の管理運営手法になった年度を調査した。

n=64

	回答数	割合
S52～63	2	3.1%
H1～15	6	9.4%
H16～20	20	31.3%
H21～25	10	15.6%
H26～30	16	25.0%
R1～6	10	15.6%

【項目 3】現在の管理運営手法を採用する以前の管理運営手法

- ・本項目では、施設種別ごとに、現在の管理運営手法を採用する以前の管理運営手法を調査した。
- ・同一施設種別において、複数の施設があり、異なる管理運営手法を採用している場合は、主だった手法の回答を求めた。
- ・本項目における、施設種別ごとの現在の管理運営手法は、監査事務局にて、総施設数に占めるの割合が最も高いものを、現在の管理運営手法として扱った。なお、最大の割合が同率の場合は、双方に計上した。

n=65

現在	直前	回答数		割合
指定管理者	指定管理者	4	30	13.3%
	全部業務委託	12		40.0%
	一部業務委託	6		20.0%
	直営	8		26.7%
業務全部委託	全部業務委託	8	17	47.1%
	一部業務委託	4		23.5%
	直営	4		23.5%
	管理委託	1		5.9%
業務一部委託	一部業務委託	6	14	42.9%
	直営	8		57.1%
直営	直営	4	4	100%

【項目 4】現在の管理運営手法を採用している理由

- ・本項目では、施設種別ごとに、現在の管理運営手法を採用している理由を調査した。
- ・同一施設種別において、複数の施設があり、異なる管理運営手法を採用している場合は、異なる管理運営手法を採用している理由の回答を求めた。
- ・本項目における、施設種別ごとの現在の管理運営手法は、監査事務局にて、総施設数に占める割合が最も高いものを、現在の管理運営手法として扱った。

現在の 主な管理運営手法	主な採用している理由
指定管理者	・民間事業者のノウハウを活かし、住民サービスの向上と効率的な施設運営、コスト削減を図るため。 ・多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するとともに、住民サービスの向上と経費の節減を図るため。 ・行政を補完・代替する区の外郭団体による管理運営が、効果的かつ合理的であるため。
全部業務委託	・民間の知恵、経験、専門性を活かすことで効果的な運営が期待できるため。 ・限られた財源の中でサービス向上を図るためには、民間事業者が持つ様々なノウハウを活用することが有効と考えているため。 ・直営の事業を引き継ぐことを基本としつつ、民間事業者が持つノウハウの活用として、サービス拡大を図っている。このため、履行内容を仕様書で定めつつ、運営に区が関与していく必要があるため。 ・民間活力を活用して、多様なニーズに対応するため。
一部業務委託	・事業運営に専門的知見が必要であるため。 ・地域住民に身近な施設を、地域住民による管理運営協議会と区が協働で地域特性を踏まえて運営することで、住民主体の交流・活動が促進され、地域雇用や住民参加の拡大、職員の効率的配置が可能となるため。 ・事業運営の効率化 ・専門性を必要とする事業であり、ノウハウを有する民間事業者に委ねることが、支援の質の向上、効率化につながるため。
直営	・区と建物所有者が連携して管理を行っているため。 ・現在の運営手法に課題等がないため。

＜複数の管理運営手法を採用している主な理由＞

○指定管理者と全部業務委託

- ・指定管理者制度になじまない施設があるため。

○指定管理者と全部業務委託、直営

- ・経費削減およびサービスの向上のため、大半の施設で指定管理者制度を導入しているが、一部、区の職員が常駐している施設や条例上、指定管理者制度対象外の施設があるため。

【項目 5】事業者の選定方法

- ・本項目では、施設種別ごとに、現在の管理運営手法が直営以外の場合を対象に、事業者の選定方法を調査した。
- ・同一施設種別において、複数の施設があり、異なる選定方法を採用している場合は、主だった方法の回答を求めた。
- ・当初はプロポーザルにより事業者を選定した後、現在は履行状況が良好であるため、随意契約を行っている場合は、プロポーザルとして、回答を求めた。

n=64

	回答数	割合
入札	8	12.5%
プロポーザル	40	62.5%
特命随意契約	16	25.0%

【項目 6】選定結果公表の有無

- ・本項目では、項目 5 でプロポーザルと回答した施設種別を対象に、事業者選定結果公表の有無を調査した。

n=40

	回答数	割合
有	39	97.5%
無	1	2.5%

【項目 7】選定に当たっての外部専門家活用の有無

- ・本項目では、項目 5 でプロポーザルと回答した施設種別を対象に、事業者選定に際して、外部専門家活用の有無を調査した。
- ・同一施設種別において、複数の施設があり、活用の有無が異なる場合は、全施設の選定で活用している場合は「有」、一部施設の選定で活用している場合は「一部」、全施設の選定で活用していない場合は「無」として回答を求めた。

n=40

開始時期			施設数		割合
有	全部	H15～20	19	30	47.5%
		H21～25	6		15.0%
		H26～30	2		5.0%
		R1～6	2		5.0%
		不明	1		2.5%
	一部	H19	1	2	2.5%
		H21	1		2.5%
	計		32		80.0%
無			8	20.0%	

[調査テーマ② 区（所管課）による監督について]

【項目1】モニタリングの実施周期

- ・本項目では、施設種別ごとに、現在の管理運営手法が直営以外の場合を対象に、モニタリングの実施周期を調査した。
- ・本調査では、モニタリングを「プロポーザルによる委託契約における契約更新や指定管理者制度の活用の際に行う、「事業者の履行状況の評価を行い、適正な履行内容となっているかの確認」とします。」と定義した。
- ・同一施設種別において、複数の施設があり、実施周期が異なる場合は、施設種別ごとに、主だった周期の回答を求めた。

n=67

手法	実施周期	回答数	割合
管 指 理 定 者	年次	7	21.9%
	年次、月次	21	65.6%
	年次、月次、日次	4	12.5%
業 務 全 務 委 部 託	年次	8	42.1%
	年次、月次	3	15.8%
	月次	2	10.5%
	未実施	6	31.6%
一 部 業 務 委 託	年次	4	25.0%
	年次、月次	2	12.5%
	月次	1	6.3%
	月次、日次	1	6.3%
	日次	1	6.3%
	未実施	7	43.8%

【項目2】定例会の実施有無および周期

- ・本項目では、施設種別ごとに、現在の管理運営手法が直営以外の場合を対象に、定例会の実施有無および周期を調査した。
- ・本調査では、定例会を「施設の管理・運営に関する実績報告や課題共有等を目的として、事業者と区とで、定例的に行う会合」と定義した。
- ・同一施設種別において、複数の施設があり、実施有無や周期が異なる場合は、施設種別ごとに、主だった方法の回答を求めた。

n=67

手法	有無	周期	回答数		割合
指定管理者	有	毎月	20	32	62.5%
		年6回	1		3.1%
		年5回	1		3.1%
		年2回	1		3.1%
	無		9		28.1%
全部業務委託	有	毎月	4	19	21.1%
		年6回	2		10.5%
		年4回	6		31.6%
		年2回	2		10.5%
		年1回	1		5.3%
	無		4		21.1%
一部業務委託	有	毎月	5	16	31.3%
		年4回	1		6.3%
		年3回	1		6.3%
		年2回	1		6.3%
		年1回	1		6.3%
	無		7		43.8%

【項目3】施設への実地調査の周期

- ・本項目では、施設種別ごとに、現在の管理運営手法が直営以外の場合を対象に、施設への実地調査の周期を調査した。
- ・本調査では、実地調査を「区立施設の管理・運営が適切に行われているかどうかを確認するために行う立ち入り調査」と定義した。
- ・同一施設種別において、複数の施設があり、周期が異なる場合は、施設種別ごとに、主だったものの回答を求めた。

n=67

手法	周期	回答数	割合
指定管理者	毎月	3	9.4%
	年4回	2	6.3%
	年2回	1	3.1%
	年1回	24	75.0%
	随時	1	3.1%
	未実施	1	3.1%
全部業務委託	毎月	3	15.8%
	年4回	6	31.6%
	年2回	1	5.3%
	年1回	3	15.8%
	未実施	6	31.6%
一部業務委託	日次	1	6.3%
	毎月	3	18.8%
	年4回	1	6.3%
	年1回	3	18.8%
	随時	2	12.5%
	未実施	6	37.5%

[調査テーマ③ 管理・運営手法の見直しについて]

【項目1】現在の管理運営手法の課題の有無

- ・本項目では、施設種別ごとに、現在の管理運営手法の課題の有無を調査した。
- ・複数の課題がある場合は、課題の類型別に回答を求めた。

n=66

		回答数		割合	
有	制度・契約運用面	6	24	36.4%	
	サービスの質・柔軟性	7			
	人材・専門性の確保	5			
	コスト・財政面	4			
	その他	2			
無		42		63.6%	

<有と回答した施設に係る主な課題>

課題の類型	主な課題
制度・契約運用面	・利用団体が固定化され、新規の利用希望団体が施設を利用できない。 ・収入と支出の差が大きく、赤字の施設が多い。 ・事業者選定に際し、他事業者の参加がなく、競争性が担保されない。
サービスの質・柔軟性	・施設の管理、運営に係る施設職員への指導等 ・対応ルールの共通化
人材・専門性の確保	・人手不足 ・人材育成
コスト・財政面	・人件費の上昇 ・管理対象の増加に伴う予算の確保

【項目2】管理運営手法の見直しに係る検討の有無

- ・本項目では、施設種別ごとに、管理運営手法の見直しに係る検討の有無を調査した。

n=64

	回答数	割合
有	17	26.6%
無	47	73.4%

＜有と回答した施設に係る主な検討結果＞

- ・管理運営手法の変更
- ・仕様の見直し

＜無と回答した施設に係る検討していない主な理由＞

- ・現行の手法で適切に管理運営されている
- ・事業者のノウハウを活かした運営ができています

【項目3】委託、指定管理以外の手法による官民連携（コンセッション方式等）導入の検討の有無

- ・本項目では、施設種別ごとに、委託、指定管理以外の手法による官民連携導入の検討の有無を調査した。

※コンセッション方式：利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

n=64

回答(総数=64)	回答数	割合
有	3	4.7%
無	61	95.3%

2 令和3年度行政監査「プロポーザル方式による契約について」における監査委員意見（抜粋）

第2 監査の結果および監査委員意見

2 監査で確認した事実および意見

(2) 事業者選定および契約事務の手續は適正に行われているか。

イ 選定委員会における審査および評価について

【確認した事実】

実施方針においては、選定委員会について、部長級以上の委員を長とする4名以上の関係部課長等により構成し、必要に応じて区外部の専門家などを加えることができるとしている。調査結果によると、外部委員が参加する案件は9.6%にとどまる。また、選定に際して専門家意見を別途聴取している案件は31.3%あるものの、そのほとんどが税理士等による経営診断であり、CIO補佐官(※)などからの意見聴取が一部見受けられるにすぎない。

※ CIO(最高情報化管理責任者：企画部を担任する副区長)を主に技術面から補佐する者で、豊富な知見を有する民間人材である。区の情報化に関わる事項全般について、専門的見地から助言・指導を行う。

【意見】

高度な専門性や技術力を必要とする業務等を対象業務とする契約の事業者選定に当たっては、行政内部の委員だけでなく外部の専門家を登用することで、判断の妥当性が向上するとともに、より客観性や透明性が高まることが期待される。IT関連や福祉分野など業務内容の専門性等に応じて、幅広い分野での外部の専門家の活用を積極的に検討されたい。

ウ 契約事務手續について

【確認した事実③（選定結果の公表）】

実施方針において、契約締結後に選定結果を公表することとしているが、調査対象の32.2%が公表していないと回答している。

【意見】

選定結果の公表は透明性の確保という観点からも重要である。選定結果の公表が確実に行われるよう徹底されたい。

3 令和5年度行政監査「指定管理者制度の適用施設におけるモニタリングについて」における監査委員意見（抜粋）

第3 監査委員意見

1 区立施設の管理運営におけるサービスの向上にむけて ＜モニタリングシステムの適用拡大＞

「公共施設等総合管理計画〔実施計画〕」の委託化・民営化実施計画では、直営とすべき施設を除いて、区立施設の管理運営は民間が担うことを基本としている。また、民間委託による管理運営手法は、区の関与度、事業者の創意工夫の余地、併設施設の状況などを勘案して、「業務委託」または「指定管理者制度」から選択し、さらに民間委託後、一定期間安定的・継続的に良好な運営が行われ、サービス向上の観点から民間が担うことが望ましい施設では、民営化にも取り組むとしている。

今回の行政監査のテーマで取り上げた指定管理者制度の適用施設におけるモニタリングは、区立施設における質の高いサービスを安定的かつ継続的に提供していくことを目的としており、監査の結果、改善を要する個別の事項が見受けられるものの、全体としてはモニタリングシステムが定着し、一定程度その機能が果たされていると受け止めている。

区立施設における質の高いサービスを安定的かつ継続的に提供していくためにも、民間委託で管理運営する区立施設での統一的な仕組みとして、「業務委託」を選択した区立施設にもモニタリングシステムを適用していくことを検討されたい。

さらに、民営化する施設では区が財政的な支援を行うことで、民営化後も区立施設のサービス水準を維持するとしている。民営化後の管理運営状況の区の検証においても、このモニタリングシステムの活用を図ることで、区立施設と同等のサービス水準の維持・向上が期待できる。

VII 資 料

練馬区監査委員条例

昭和39年4月9日

条例第3号

(通則)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）およびこれに基づく政令に規定するものを除くほか、練馬区監査委員（以下「監査委員」という。）に関し必要な事項は、この条例に定めるところによる。

(議員のうちから選任する監査委員の数)

第2条 議員のうちから選任する監査委員の数は、2人とする。

(常勤の監査委員の数)

第3条 識見を有する者のうちから選任される監査委員で常勤のものの数は、1人とする。

(監査等の通知および結果に関する報告等)

第4条 監査または検査を行うときは、監査委員は、期日を指定し、あらかじめ監査または検査の対象となる機関に通知するものとする。ただし、緊急に監査または検査を行う必要があると認められるときは、この限りでない。

2 監査または検査の結果に関する報告、勧告、意見等を決定したときは、監査委員は、これを速やかに議会、区長その他の関係人に提出し、送付し、通知し、または公表するものとする。

3 審査の意見を決定したときは、監査委員は、これを速やかに区長に提出するものとする。

(公表の方法)

第5条 前条第2項の規定による公表は、練馬区公告式条例（昭和25年9月練馬区条例第46号）第2条第2項の例により行う。

(事務局)

第6条 監査委員の事務局として、練馬区監査事務局（以下「事務局」という。）を設置する。

2 事務局に、局長、担当係長、書記その他の職員を置く。

(庶務に関する事務)

第7条 文書、公印その他の庶務に関する事務の処理については、区長の事務局において定められているものの例による。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、監査委員が定める。

付 則

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 練馬区監査委員設置条例（昭和22年10月練馬区条例第6号）および練馬区監査委員の事務を補助する書記に関する条例（昭和22年11月練馬区条例第16号）は、廃止する。

付 則（昭和40年4月条例第13号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

付 則（平成4年4月条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年3月条例第10号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成21年3月条例第21号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（令和7年10月条例第62号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、練馬区規則で定める日から施行する。

(令和8年4月規則第62号で、令和8年5月21日から施行)

練馬区監査委員監査基準

令和 2 年 2 月 25 日

監 査 委 員 決 定

目次

- 第 1 章 一般基準（第 1 条—第 8 条）
- 第 2 章 実施基準（第 9 条—第 17 条）
- 第 3 章 監査等の実施（第 18 条—第 22 条）
- 第 4 章 報告基準（第 23 条—第 27 条）
- 第 5 章 委任（第 28 条）

付則

第 1 章 一般基準

（監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的）

第 1 条 練馬区（以下「区」という。）において監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、区の事務の管理および執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを練馬区議会（以下「議会」という。）および区長等に提出する。

（監査等の範囲および目的）

第 2 条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等はつぎの各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

(1) 定期監査（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条第 1 項および第 4 項） 財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか監査すること。

(2) 行政監査（法第 199 条第 2 項） 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少

の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか監査すること。

(3) 随時監査（法第199条第1項および第5項） 必要があると認めるとき、定期監査に準じて監査すること。

(4) 財政援助団体等監査（法第199条第7項） 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金または利子の支払を保証している団体、信託の受託者および公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。

(5) 例月現金出納検査（法第235条の2第1項） 会計管理者の現金（歳入歳出外現金および基金に属する現金を含む。第24条第2項第5号において同じ。）の出納事務が正確に行われているか検査すること。

(6) 決算審査（法第233条第2項） 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。

(7) 基金運用状況審査（法第241条第5項） 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。

(8) 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項） 健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。

2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（前項に規定する監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

（倫理規範）

第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。

（独立性、公正不偏の態度および正当な注意）

第4条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

- 2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。
- 3 監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 4 監査委員は、適切な監査計画に基づいて、監査委員の事務を補助する職員（以下「補助職員」という。）を指揮監督するものとする。

（専門性）

第5条 監査委員は、区の財務管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持および確保するため研鑽に努めるものとする。

- 2 監査委員は、補助職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、区の財務管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

（質の管理）

第6条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、補助職員に対して、適切に指揮および監督を行うものとする。

- 2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠および結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

（代表監査委員および代表監査委員職務代理）

第7条 監査委員は、あらかじめ協議により、代表監査委員を定めるものとする。

- 2 代表監査委員は、監査委員に関する庶務を処理するほか、監査委員の合議の取りまとめ等を行うものとする。
- 3 代表監査委員は、あらかじめ代表監査委員職務代理を指名するものとする。
- 4 代表監査委員に事故あるとき、または欠けたときは、代表監査委員職務代理がその職務を行うものとする。

（補助職員の心得）

第8条 補助職員は、職務の遂行に当たって、つぎに掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 職責の重大性を認識し、常に研修に心がけ、法令等に精通するとともに絶えず区政の現状に注意し、監査等の参考となる資料の収集に努めること。
- (2) 監査等の実施に当たっては、監査計画に従い、監査対象についてあらかじめ十分研究すること。
- (3) 監査等に当たっては、常に公平謙虚な態度で能率的な実施に努めるとともに、職務上知り得た秘密は他に漏らしてはならない。

第2章 実施基準

(リスクの識別と対応)

第9条 監査委員は、監査等の対象のリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）を識別し、そのリスクの内容および程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第10条 前条のリスクの内容および程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況および運用状況について情報を集め、判断するものとする。

- 2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査計画)

第11条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスクの内容および程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。

- 2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象もしくは状況が変化した場合または監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

- 3 監査計画は、監査基本計画および監査実施計画とするものとする。

- 4 前項の監査計画の決定は、監査委員の合議によるものとする。

(監査基本計画)

第12条 監査基本計画は、原則としてつぎに掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとし、毎年2月に策定するものとする。

- (1) 監査等実施方針 当該年度における監査等に当たって基本となる方針お

よび監査等の種類別実施方針

- (2) 年度監査日程 当該年度における実施予定の監査等の種類および種類別
実施予定時期

(監査実施計画)

第13条 監査実施計画は、監査等の種類別に原則としてつぎに掲げる事項その他
監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 監査等の種類
(2) 一般的・共通留意事項および重点事項等
(3) 監査等の期間（定期監査については、実施時期を勘案し、分割して定める
ものとする。）
(4) 監査等の実施場所および日程
(5) 監査等の担当者および事務分担

(監査等の実施手続)

第14条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、
監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

第15条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手
するものとする。

- 2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象もしくは
状況が生じた場合または新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続
を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携および調整)

第16条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整
し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員等との連携)

第17条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を置き、必要な事項を調査させ
ることができる。

- 2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することがで
きるよう、監査専門委員等との連携を図るものとする。

第3章 監査等の実施

(事前通知)

第18条 監査等を実施するときは、特別の場合を除き、あらかじめ議会、区長または関係のある委員会もしくは委員に通知するとともに監査対象部局等の長に、監査の種類、期日、場所等を通知するものとする。

(事前調査等)

第19条 監査等の実施に当たっては、監査対象部局等に対して、事前に監査等の種類ごとに項目および様式等を定めて必要な資料を提出させるものとする。

- 2 監査等を効率的かつ効果的に実施するため、資料の収集および分析ならびに必要なに応じて監査対象部局等から事情聴取など事前調査等を行うものとする。

(事務事業概要の説明聴取)

第20条 監査委員は、監査等の実施に先立ち、監査対象部局等の長に対して、所管する事務事業の概要についての資料を提出させるとともに説明を聴取するものとする。

(監査等の方法)

第21条 監査等は、書類監査および実地監査により行うものとする。

- 2 実地監査は、事実の实在性について、現物検証および現場検証を行うものとする。

(監査等の結果の確定)

第22条 監査担当者は、監査等が終了したときは、速やかに監査等の結果を監査事務局長に提出するものとする。

- 2 監査事務局長は、監査等の結果の内容を審査し、監査対象部局等の長と監査等の結果につき意見の交換をはかり、その公正を期するものとする。また、監査等の結果の確認を経て事務局案を作成するものとする。
- 3 監査委員は、事務局案を審議し、監査等の結果を確定するものとする。委員審議の過程において必要と認めるときは、監査対象部局等の長に対し、質疑を行うものとする。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成および提出)

第23条 監査委員は、定期監査、行政監査、随時監査および財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、区長および関係のある委員会または委員に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月現金出納検査の結果に関する報告を作成し、議会および区長に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用状況審査および健全化判断比率審査を終了したときは、意見を区長に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第24条 監査等の結果に関する報告等には、原則としてつぎに掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 本基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点（評価項目）
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の結果

2 前項第6号の監査等の結果には、つぎの各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 定期監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていること。
- (2) 行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めて

いること。

(3) 随時監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていること。

(4) 財政援助団体等監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。

(5) 例月現金出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者の現金の出納事務が正確に行われていること。

(6) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であること。

(7) 基金運用状況審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、区長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。

(8) 健全化判断比率審査 健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること。

3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正または改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(合議)

第25条 監査等のうち、つぎに掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

(1) 監査の結果に関する報告（定期監査、行政監査、随時監査および財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定

- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
- (4) 決算審査に係る意見の決定
- (5) 基金運用状況審査に係る意見の決定
- (6) 健全化判断比率審査に係る意見の決定

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨および当該事項についての各監査委員の意見を議会、区長および関係のある委員会または委員に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第26条 監査委員は、つぎに掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

2 監査結果の公表は、練馬区監査委員条例（昭和39年4月練馬区条例第3号）第5条に規定する方法により行うものとする。

(措置状況の公表等)

第27条 監査委員は、監査の結果に関する報告後、当該監査の結果に関する報告を提出した者および当該監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容について文書により回答を求めるものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者および監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を公表するものとする。措置の内容の公表においては、前条第2項の規定を準用する。

第5章 委任

第28条 この基準の施行に関し必要な事項は、代表監査委員が別に定める。

付 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和８年４月28日監査委員決定）
この基準は、令和８年５月21日から施行する。

令和 7 年 2 月 25 日
練馬区監査委員決定

令和 7 年度練馬区監査基本計画

練馬区監査委員監査基準（令和 2 年 2 月 25 日練馬区監査委員決定）第 12 条の規定に基づき、令和 7 年度練馬区監査基本計画をつぎのとおり策定する。

1 区政をめぐる動向と監査

令和 7 年度のわが国経済は、総合経済対策の効果が下支えとなつて、賃金上昇が物価上昇を上回り、個人消費が増加するとともに、企業の設備投資も堅調な動きが継続するなど、引き続き、民間需要主導の経済成長となることが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響には、十分注意する必要があるとされている。

一方、区は、厳しい財政状況のなかにあつても、令和 6 年 3 月に策定した「第 3 次みどりの風吹くまちビジョン」に掲げた施策等を着実に推進するため、不要不急の歳出削減や各種施策の不断の見直し等に取り組み、令和 7 年度当初予算の編成を行ったところである。

このような状況下、監査委員は、練馬区監査委員監査基準に基づき、公正普遍の立場から区民の視点に立って監査を行うとともに、区の行財政運営の効率化はもとより、事務の適正性および透明性の確保を主眼とした監査を行い、区民の負託に応えていかなければならない。

2 基本方針

- (1) 監査の実施に当たっては、監査対象のリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。）を識別・評価した、「練馬区監査委員監査ガイドライン」に基づき、原則行うものとする。
- (2) 各種監査を通じて、区の事務事業における合规性、経済性、効率性および有効性を検証し、必要に応じて事務事業の改善を求めることにより、区政に対する区民の信頼確保を図る。
- (3) 監査委員の「指摘事項」のみならず、監査時の個々の「注意事項」および「指導事項」についても確実に改善されるよう、各所管（指摘事項等に係る当該事業の総合調整を行う所管を含む。）の主体的な内部統制の取組を支援し、改善を含めた事務事業の確実な引継ぎや改善状況をフォローアップすることにより、監査の実効性を高める。
- (4) 過去の監査結果等を踏まえて改善状況を把握し、軽微な誤りの繰り返しが重大な過誤につながりうることを注意喚起することにより、重大事故の未然

防止を図り、区民の信頼に応える。また、模範となる取組については、監査結果等により評価する。なお、全所管の改善に向けた取組の参考となるよう、監査結果等の情報を適宜提供する。

- (5) 個別監査の実施に当たっては、必要に応じ専門的知見を有するものの活用を図る。
- (6) 区の事務事業におけるデジタル技術の活用状況等を踏まえて、監査手法についても適宜見直し、監査の効率化と質の向上を図る。
- (7) 公共サービスの提供主体が区民・事業者との協働により様々な広がりを見せる中で、サービスの質の確保や向上の面等から、担当部署による履行確認等が適切に機能しているか検証し、事務の有効性の確保を図る。
- (8) 人口減少・少子高齢化社会の加速、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の進展など社会情勢の変化を踏まえ、区の対応状況等に即して、監査の実施を柔軟に見直し、必要な監査等を適切に実施する。

3 個別監査実施方針

＊以下で「法」とは地方自治法を指す。

(1) 定期監査

ア 財務等監査（学校監査を含む。）（法第199条第1項および第4項）

区の事務事業について、法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証する。

検証に当たっては、財政援助団体等監査の結果などを有機的に連携させ、相乗効果を高めて実施する。

イ 工事監査（法第199条第1項および第4項）

対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているか等を、技術面を中心に検証する。

(2) 随時監査（法第199条第1項および第5項）

随時に行うことがより効果的と判断できる場合など、必要があると認めるときに、定期監査に準じて実施する。

(3) 行政監査（法第199条第2項）

さらなる改善が期待される事務事業を取り上げ、合規性、経済性、効率性および有効性の観点から、体系的かつ総合的に検証する。

(4) 財政援助団体等監査（法第199条第7項）

財政援助団体等（補助金交付団体、出資団体、指定管理者等）への補助金等が要綱等に基づき適正に交付され、また担当部署の履行確認、指導監督が適切に行われているか等を検証する。

検証に当たっては、定期監査の結果などを有機的に連携させ、相乗効果を高めて実施する。

(5) 例月現金出納検査（法第235条の2第1項）

現金の出納について、事務が正確に、適正に行われているか等を検証する。

(6) 決算審査（法第233条第2項）

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか、予算の執行および財産管理が適正かつ効率的に行われているか、各会計歳入歳出決算書等を審査し、意見を付す。

(7) 基金運用状況審査（法第241条第5項）

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを審査し、意見を付す。

(8) 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）

財政の健全化判断比率を示す計数の的確性や算定が適切に行われているかを審査し、意見を付す。

(9) その他の監査

住民監査請求による監査（法第242条第5項）、住民の直接請求による監査（法第75条第3項）、議会の要求による監査（法第98条第2項）、区長の要求による監査（法第199条第6項）、指定金融機関の行う公金の収納支払事務に関する監査（法第235条の2第2項）、職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2の2第3項）および職員の賠償責任の全部または一部の免除をしようとする場合の意見（法第243条の2の2第8項）について、請求等に基づき実施する。

4 監査の日程

(1) 定期監査

ア 財務等監査（学校監査を含む。） 令和7年4月～令和8年1月

イ 工事監査 令和7年5月～令和8年1月

(2) 随時監査 必要に応じて実施

(3) 行政監査 令和7年9月～令和8年3月

(4) 財政援助団体等監査 令和8年1月～2月および必要に応じて実施

(5) 例月現金出納検査 毎月25日前後に実施

(6) 決算審査（基金運用状況審査を含む。） 令和7年7月～8月

(7) 健全化判断比率審査 令和7年7月～8月

(8) その他の監査 請求等に基づき実施

※ 各監査の日程については別紙「令和7年度監査等実施予定表」を参照

5 監査結果等の提出、公表および監査結果に基づいて講じた措置の公表

(1) 監査結果等の作成に当たっては、区民等により詳細が伝わるような表現および内容に努める。

- (2) 監査結果等は、速やかに議会および区長等に提出する。
- (3) 監査結果等を告示により公表するとともに、区民情報ひろばで閲覧に供しホームページに掲載する。
- (4) 区長等から監査結果に基づき、指摘事項に対する措置を講じた旨の通知を受けたときは、上記(3)と同様に公表等する。

別紙省略

令和 7 年度（2025 年度）
練馬区監査結果報告集

令和 8 年（2026 年）9 月発行

編集・発行 練馬区監査事務局
〒176-8501 東京都練馬区豊玉北 6 -12- 1
電話 03（5984）4729

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。